

令和元年第3回

中種子町議会 9月定例会会議録

開会 令和元年9月11日

閉会 令和元年9月19日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和元年第3回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
9月11日	水	本会議（開会・一般質問・委員長報告・議案審議） 委員会
9月12日	木	休 会
9月13日	金	休 会
9月14日	土	休 日
9月15日	日	休 日
9月16日	月	休 日
9月17日	火	休 会
9月18日	水	休 会
9月19日	木	本会議（議案審議他・閉会）

令和元年第3回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月11日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 諸般の報告	3
5. 日程第4 行政報告	4
6. 日程第5 一般質問	4
永瀆一則君	4
休 憩	16
日高和典君	16
休 憩	30
浦邊和昭君	30
濱脇重樹君	40
休 憩	47
7. 日程第6 常任委員長報告	47
蓮子信二総務文教常任委員長	47
永瀆一則産業厚生常任委員長	50
8. 日程第7 報告第2号 平成30年度中種子町健全判断化比率及び資金不足比率について	53
田淵川寿広町長提案理由説明	53
質疑	53
9. 日程第8 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	53
田淵川寿広町長提案理由説明	53
質疑	54
討論	54
採決	54
10. 日程第9 議案第39号 中種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	54
田淵川寿広町長提案理由説明	54
質疑	55
討論	55
採決	55
11. 日程第10 議案第40号 中種子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	55
田淵川寿広町長提案理由説明	55
質疑	55
討論	55
採決	55
12. 日程第11 議案第41号 中種子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正す	

	る条例	55
	田淵川寿広町長提案理由説明	56
	質疑	56
	討論	56
	採決	56
13. 日程第12	議案第42号 中種子町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部を 改正する条例	56
	田淵川寿広町長提案理由説明	56
	質疑	56
	討論	56
	採決	57
14. 日程第13	議案第43号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	57
	田淵川寿広町長提案理由説明	57
	質疑	57
	討論	57
	採決	57
15. 日程第14	議案第44号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制 定	57
	田淵川寿広町長提案理由説明	57
	質疑	58
	討論	58
	採決	58
	休 憩	58
16. 日程第15	議案第45号 令和元年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について	58
	田淵川寿広町長提案理由説明	58
	質疑	58
	討論	58
	採決	58
17. 日程第16	議案第46号 マイクロバスの購入契約について	59
	田淵川寿広町長提案理由説明	59
	質疑	59
	討論	60
	採決	60
18. 日程第17	議案第47号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第2号）	60
	田淵川寿広町長提案理由説明	60
	阿世知文秋総務課長補足説明	60
	質疑	63
	討論	63
	採決	63
19. 日程第18	議案第48号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算	

	(第2号)	63
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	63
	質疑.....	64
	討論.....	64
	採決.....	64
20. 日程第19	議案第49号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第2号)	64
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	64
	質疑.....	64
	討論.....	65
	採決.....	65
21. 日程第20	議案第50号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	65
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	65
	質疑.....	65
	討論.....	65
	採決.....	65
22. 日程第21	認定第1号 平成30年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について.....	66
23. 日程第22	認定第2号 平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出 決算認定について.....	66
24. 日程第23	認定第3号 平成30年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について...	
25. 日程第24	認定第4号 平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について.....	66
26. 日程第25	認定第5号 平成30年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について.....	66
27. 日程第26	認定第6号 平成30年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定に ついて.....	66
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	66
	阿世知文秋総務課長補足説明.....	69
	質疑.....	71
	休 憩.....	71
	決算特別委員会委員選任.....	72
	休 憩.....	72
	決算特別委員会委員長、副委員長選任.....	72
28. 散 会.....		72
第2号(9月19日)(木曜日)		
1. 開 議.....		75
2. 日程第1	会議録署名議員の指名.....	75
3. 日程第2	議案第51号 訴えの提起について.....	75
	田淵川寿広町長提案理由説明.....	75
	質疑.....	75

	討論	75
	採決	75
4. 日程第3	同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	76
	田淵川寿広町長提案理由説明	76
	質疑	76
	討論	76
	採決	76
5. 日程第4	同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	76
	田淵川寿広町長提案理由説明	76
	質疑	77
	討論	77
	採決	77
6. 日程第5	同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	77
	田淵川寿広町長提案理由説明	77
	質疑	77
	討論	77
	採決	77
7. 日程第6	同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件	78
	田淵川寿広町長提案理由説明	78
	質疑	78
	討論	78
	採決	79
8. 日程第7	発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	79
	園中孝夫議員趣旨説明	79
	採決	80
9. 日程第8	議員派遣の件	80
10. 日程第9	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	80
11. 閉 会		80

令和元年第3回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
- 第6 各常任委員長報告
- 第7 報告第2号 平成30年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第8 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第39号 中種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第40号 中種子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第41号 中種子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 中種子町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第43号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
- 第15 議案第45号 令和元年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について
- 第16 議案第46号 マイクロバス購入契約について
- 第17 議案第47号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第48号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第49号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第50号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 認定第1号 平成30年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第2号 平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第3号 平成30年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第4号 平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第25 認定第5号 平成30年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

第26 認定第6号 平成30年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	浦邊和昭君	2番	橋口渉君
3番	池山喜一郎君	5番	永濱一則君
6番	蓮子信二君	7番	濱脇重樹君
8番	下田敬三君	9番	迫田秀三君
10番	日高和典君	11番	戸田和代さん
12番	園中孝夫君	13番	徳永留夫君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田渕川寿広君	副町長	松原孝三郎君
総務課長	阿世知文秋君	町民保健課長	横手幸徳君
福祉環境課長	上田勝博君	農林水産課長	里重浩君
建設課長	長田認君	農地整備課長	池山聖年君
企画課長	下村茂幸君	会計管理者兼 会計課長	池端みどりさん
税務課長	春田功君	水道課長	牧瀬善美君
保育所長	山田和春君	空港管理室長	石堂晃一君
行政係長	徳永和久君	財政係長	鮫島司君
教育長	北之園千春君	教育総務課長	浦口吉平君
社会教育課長	園田俊一君	選挙管理 事務局長	阿世知文秋君
農委事務局長	遠藤淳一郎君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 田中晋二君 議事係長 榎元卓郎君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回中種子町議会定例会を開会します。

議事に入る前に、去る8月9日に御逝去されました、本町名誉町民である、故松下道男氏に議会として哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますので、全員御起立をお願いいたします。傍聴席にいらっしゃる皆さんも御協力いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

黙祷。

[黙祷（1分間）]

○議長（徳永留夫君） 黙祷を終わります。御着席ください。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 下田敬三君、9番 迫田秀三君 を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

8月7日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会臨時会が開催され、郡議長会行政調査を11月14日に実施することに決定しました。

同日、第9回種子島屋久島議会議員大会議長会臨時総会が開催され、同大会を10月3日、屋久島町において開催することに決定しました。

以上の会議資料等は事務局に保管しております。

また、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の第2項第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

大変残念な御報告となります。先ほど黙祷いただきました名誉町民故松下道男氏は、平成31年3月議会において、名誉町民の称号をお贈りすることを議決いただきました。

令和元年5月の臨時議会開会後に議会議場において、議員の皆様方とともに故松下道男氏の御親族に称号記を贈らせていただいたところでございましたが、令和元年8月9日に御家族の見守る中、90歳で帰らぬ人となってしまいました。

氏の中種子町に対する功績は皆様ご存じのとおり、農林水産業の振興、特にサトウキビの精脱葉の機械化の促進など、本町の一次産業の発展に輝かしい功績を残していただいております。振り返ってみますと、その実績は枚挙に暇がありませんが、町長在任中、本町発展に御尽力をいただきました。

なお、葬儀につきましては、8月11日、鹿児島市内の斎場において家族・御親族だけでとり行われ、町民を代表して告別式に参列させていただき、弔辞をささげてまいりました。また、本町でのお別れ会の開催につきましては、御遺族の意思を尊重し控えさせていただくということといたしました。

謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

続きまして、これはお知らせになろうかと思いますが、本日午前6時33分に打ち上げ予定でございました、宇宙ステーション補給機コウノトリ8号機を搭載したHⅡBロケット8号機の打ち上げは、発射台付近の火災発生により中止となりました。詳しい原因は現在調査中とのことで、原因・次回打ち上げ日時につきましては発表されておられません。次回打ち上げ予定日時につきましては、わかり次第、防災無線にてお知らせをいたしたいと思っております。

以上2点報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第5「一般質問」を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番 永瀆一則君。

〔5番 永瀆一則君 登壇〕

○5番（永瀆一則君） おはようございます。

初めてのトップバッターということで、ちょっと上がりぎみではありますが、一生懸命頑張っていきたいというふうに思います。ここはひとつよろしくお願いを

いたします。

9月の月は別名、長月といいますが、夜もだんだんと長くなることから言われているそうです。朝夕は大分涼しくなりましたが、昼間は大変厳しい残暑が続いております。十分御自愛の上、お仕事に精を出していただきたいというふうに思います。

早速ですが、通告をしておりました4件についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目、教員住宅空き家管理について、岩岡小学校教員住宅が全部で6件ございます。内訳としましては、校長住宅、教頭住宅、教員住まいがただ今のところ1件、そして一般町民住まいが2件、あとの1件が空き家となっております。

この空き家についてですが、管理は所管の教育委員会がすることになっているというふうに思いますが、荒れ放題で手入れの形跡は全くというほど見当たりません。しかも、玄関には鍵がかかってないような状況でもございます。このままでは「悪の温床にも繋がり兼ねない」と同時に、中種子町の財産でもあります。教育する立場の部署がこういうことでいいのでしょうか。所管する業務の大変さもわかりますが、しっかりした管理をしていただきたいというふうに思います。

空き家の管理体制は、どうなっているのでしょうか。また、マニュアルがあるとすればどのようなことが謳われているのか御説明をお願いいたします。

あとは質問席からいたします。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） おはようございます。

教職員住宅空き家管理についてお答えいたします。

本町の教職員住宅につきましては、令和元年9月1日現在で全体戸数は58戸ありまして、その内、空き家戸数が8戸となっております。

また、御質問の岩岡小学校教職員住宅につきましては、管理職用の住宅を含め戸数は6戸で、一般教職員用の住宅4戸についての入居状況は今のおっしゃったとおり、教員1世帯、一般町民2世帯が入居しており、1戸が空き家の状態です。

教職員住宅の管理につきましては、教育総務課で対応しており、大規模及び専門的な対応が必要な場合は、町内業者に発注して対処しているところです。

岩岡小学校住宅の管理につきましては、平成29年2月に町内業者に依頼をし、住宅周辺雑草、樹木伐採作業を5万2,000円を使って実施し、平成30年3月には、同じく空き家敷地を含む雑草樹木伐採作業、20万2,000円をかけて実施しており現在に至っております。

教職員住宅の敷地周辺清掃につきましては、公営住宅と同様に、原則として、入居者が草払い、ごみ収集及び周辺樹木・竹などの伐採を行うことになっておりますが、空き家周辺敷地につきましては、管理が行き届かず雑草が繁茂する状態になりがちな状況で、そここのところは議員御指摘のとおりでございます。

なお、御質問を受けまして、早速、岩岡小学校教職員住宅に私も含めまして確認作業に行っていました。そのときには、確かに庭の草が茂っている状態でありました。

ちなみに、我々は鍵を使って玄関を開けたという認識でおりまして、鍵が開いて入り放題になっていたという認識は、今のところしておらないところでございます。また、後ほど確認をしてみたいと思います。

管理マニュアルにつきましては、教職員住宅の管理マニュアルでございますが、特別定めておりませんが、住宅設置及び管理者として住居に居住する者が安全かつ衛生的に生活できるよう配慮することを前提とし、空き家を含めて管理すべきところであると認識しておるところでございます。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ただ今、教育長のほうから詳細な説明がございましたが、29年の2月、そして30年の3月、年1回ずつの大清掃をしているところでございます。私がまだ1回となりません。行って見たところ、隣の方が1回払っていました。そして、玄関を開けたら開いていました。私は入って見ました。ちゃんと中を見ました。

教育長が説明しました、その鍵を使って入ったということですが、これちょっと納得いきません。誰かそのあと、私が見たあと誰か来て鍵をしたのかな。それはわかりませんが、私が見たときにはちゃんと鍵かかっていませんでした。私はちゃんと中に入って中も見ました。そういうことでございます。

あまりの荒れ方を見て隣の方が今払ったと説明しました。今回、それをした隣の一般の町民が払いました。それを知った隣の教員が、申しわけなさそうにお礼方、粗品を持ってきたそうですが、受け取らなかったそうです。

当の所管はこういうことを知る由もないと思いますが、こういうことがあっていいんでしょうか。何分にも年1回というのは、ちょっと少な過ぎるんじゃないかなというふうに思います。1回も1年も経てば、草は1mぐらいになりますよ。それと、部屋のやっぱり通風、やっぱり開け閉めもたまにはしながら、管理をしないといけないんじゃないんでしょうか。

そこで提案ですが、少なくとも年2回くらい、現在も頼んでやっているわけですが、その外の草刈り、あるいはまた中の清掃も兼ねて管理公社に依頼するとか、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 教職員住宅敷地周辺の雑草及び樹木竹等の伐採作業につきましては、現在は、各住居の入居者から伐採依頼があったとき、現場を確認した上で、職員による伐採対応をし、大規模及び専門的な対応が必要なものについては、町内業者に伐採作業を発注しています。

また、空き家住宅屋内の清掃作業につきましては、入居の申し入れがあった後になるべく入居直前に実施しております。入居直前に実施しますのは、入居日までの期間が空いた場合、害虫の進入や抜け殻などのごみが発生し、室内が汚れること、また、畳表にカビが発生することなどを防ぐためにそういったことにおるわけでございます。

今後は、現在、教職員住宅に入居している方々との連絡を密にし、空き家を含めた教職員住宅及びその敷地周辺状況の把握に努めてまいります。

また、各住宅敷地の巡回についても回数を増やし、住宅環境の現状把握に努めてまいりたいと考えております。

伐採清掃作業等について、町の公共施設管理公社に依頼することにつきましては、現行のとおりできる限り教育総務課で対応し、対応できない作業につきましては、町内業者へ発注する形で対応していきたいと考えておるところでございます。また、屋内清掃作業についても、従前同様に対応してまいりたいと考えております。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 今まで御説明では、その年1回の清掃はしながら、入居前に清掃するということではありますが、入居前にしたところで、ちょっとカビくさいんですよ。だから、かねてからやっぱり風通しもよくしたり、窓も開けて定期的にしないと、これはもう絶対、中の畳とかもう日焼けしたりして、やっぱり劣化しますよね。ちょっと入居前では、ちょっと遅過ぎるんじゃないかなというふうに思います。カビは取れません。すぐには。こういうところに誰が入るというんでしょうか。この、町営住宅職員住宅、これは町の財産でもありますから、これはしっかりやっぱり管理してもらいたい。

そして、町長にも伺います。実際に鍵もかかっていませんでした。私は実際に入りました。こういう状態をどう思いますか。

町長。お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長、答えられますか。

○町長（田淵川寿広君） はい。

鍵がかかってないということであれば、町民の財産、議員のおっしゃるとおりでございますので、管理が非常に足りない部分があったというふうに感じているところでございます。

そこら辺をしっかりと私のほうからも、職員住宅、町民の財産ということで、管理の方をしっかりとさせていただくよう、教育部局のほうにまた再度お願いはしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） もし、事件やらなんやかいやあったときに、中種子町の首長は一番の責任者であるわけですから、これはもうしっかりしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

2番目に、子育て支援事業について伺います。

この支援事業については、出産祝い金の支給あるいは医療費の無料化など多岐にわたって支援していただけることに関しては、大変感謝をしておるところでございます。

そのほか支援策として、子どもの急な発熱、病気、ケガなどの時に、親御さんが共稼ぎ、急な用、または具合が悪くなってそばにいられない場合に、安心して預けられる施設、つまり病児保育施設が必要であると考えます。

子育て世代の負担を少しでも軽減させるために、支援事業の一環として、設置

の方向で考えるべきではないかというふうに思います。

所見をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 子育て支援の一環ということで、病児保育施設が必要であるということですが、当然、そういう施設があると仮定した場合の数ではないんですが、今現状ないというような格好で考えておられると思うので、保育所での実績としては、30年に回復期の子ども、保護者が仕事のため緊急的に受け入れを行ったケースが1件ございます。

また、本年度は問い合わせが1件ございましたが、実際受け入れは行ってないところでございます。

基本的には、回復期の子どもと保護者にお願いをすることの理解を求めているところでございますが、やむを得ない場合には1名2名程度を限度として受け入れを行っているところでございます。

ただ、あくまでもこの病気、病前・病後、当然自宅で保護者の優しいいたわりに触れること。これも大切なことであり、また、働き方改革、これが国の事業で進められております。町内事業所に病児に係る休息をとりやすい環境づくり、こういったことをお願いしていく必要もあるかもしれません。

現状として保護者のニーズ、また財政的また人間的要素が満たされる場合は、有ることに越したことは無い施設なのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ただいま説明の中で、そういう問い合わせはないということですが、もちろん、こういう施設がないから問い合わせがないんじゃないんですか。と私は思います。

今や県下あらゆるところで施設があります。ないのは現在のところ、熊毛地区だけではないでしょうか。

奄美群島の島々でも盛んに行われています。例えば、沖永良部島の知名町を例を上げてみます。人口6千人弱、だいたい南種子町ぐらいの規模と考えればいいわけですが、平成21年度から町内の病院に委託して当該病院の一面に施設を設けているそうです。ちなみに昨年の1日の平均利用者数が3.5人、町から病院へ支払われる委託料が年間204万4,000円で月々17万円ずつ支払っているそうです。

利用者は1日預けようが半日預けようが一律500円の出費ですむということで大変重宝がられているそうです。

厚労省としても、2016年からこの施設の普及を後押ししています。費用の3分の2を補助し、2020年には利用者を延べ150万人まで増やすことを目的に施設の拡充に努めるとしています。

施設の形式としては、医療施設と併設型・病児専用の保育施設型があるわけですが、私の提案としては、南種子町と一緒に公立病院の元、1階にあった歯医者、あそこのスペースは空いてますよね。あの辺を活用できるんじゃないか

というふうに思うわけですが、ちょっと検討していただけないか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず公立病院の歯科医院が入っていた場所でございますが、これらは透析用の部屋にもう既に改修はなされておまして、透析患者が西之表とか中種子でというより、公立病院のほうで南種子の人たちが、特に種子島、中種子南部の人たちが近いところということで、透析の数が増える見込みということで、透析をする場所が少なかったものですから、そこに改造がなされておって、今のところ行っておりません。

それから、ただいま議員のほうからございました、1日平均3.5人という人数が病児としての捉え方なのか、それとも一時預かりとしての捉え方なのかというのはちょっとわかりかねますが、一時預かりであれば、中種子町の町立保育園もやっておりますし、それに関しては、平均的には3人2人3人というようなものもあるかと思いますが、病児としての数的には、こんなにはいかないのではないかなというふうに、私はただ単に今の議員からの数値的なものをお伺いしたときに思ったところでございます。

先ほどの答弁の中で最初でお断りをしましたが、そういう施設がないという現状だから、当然問い合わせもないのかもしれないけれども、現状としてはそういう数ですということでお答えをしたつもりでございます。

当然のことながらインフルエンザ等、感染性の恐れがある場合は、病児保育の施設であっても、断らざる得ない状況も出てくるかと思われまます。

ですので、当然保育士、看護師それから病児の場合は隔離した施設が必要になるのかというふうに考えますと、議員のおっしゃるように、公立種子島病院は、そういった対応ができないかということでございますが、これは数年来、私も町長に就任してから、そこら辺の調整とってきてはいるんですが、やはり公立病院で動けないかということで我々も医者も近くにいるし安心ではないかと、いうようなことで相談をしてきているところでございますが、その保育という観点から、それぞれの市町が運営する保育園においてその対応することが望ましいということで、現状では県の指導としてはそのような指導を賜っておるところでございますが、これに関しましては、当然南種子町もまだ病児施設というものはできておりませんので、そこら辺を十分な協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、ほとんどの町村がそういったものを設置しているということでございましたが、県内には21市町43カ所の施設がございます。そのうち町村では8町村、9カ所の病児病後児対応型の施設が設置されております。ちなみに町村が少ないからといって、うちは要らないということではないので勘違いしないでください。現状としての数字として報告だけさせていただきたいと思っております。

先ほど当初で申し上げましたように、保護者のニーズ、財政的な問題、人力的要素等が満たされる状況があれば、その施設としては当然あることに越したことはないというふうに考えておりますし、これから先もそういったことはしっかり隣接市町とも協議をしながら進めていく問題であるという認識はしっかり持って

おるつもりでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） もちろん、先ほど町長が言われました、例えばカゼを引いたりとか病気をしたときに、もちろん親の側において愛情をそそぎながら育てるのが1番だというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、例えば仕事、手は離せない、そしてまた、自分が病気、親が病気になって、風邪を引いたりとかして、側にいられないなどの時には、こういう病児保育というのは必要ではないかなというふうに思うわけです。だからこそ、国もこндаけ何年か前から支援をしているわけで、助成を3分の2、国から出すような話でございますので、ぜひともやっぱり、病院ができなかったら、病児専用の保育施設、またこれは、恐らくこういうのを作るのであれば、恐らくそこに小児科の先生を置くなり、看護師を置くなりせんといかんわけですが、財政面で苦しいとかいうのであれば、何とか今から子育てに力を入れているわけですから、中種子町も人口を1人でも増やしたいわけですから、そういうためにはこういうふうな、思いやりというか、必要ではないかと私は思います。ぜひ、それを検討してみてください。

次に3点目、サトウキビ基準糖度帯の種子島枠見直しについてでございます。

このことは以前から取り沙汰されている問題で、国に対して陳情も何回かしていると聞いております。町長もこの見直しを迫る根拠については十分理解されていると思います。

例えばですよ、奄美大島諸島の大島、和泊、与論とそして種子島、それぞれの29年作から過去3年遡った平均糖度を比較したときに、2度近い差がございます。この差はどうか。と考えたときにやっぱりキビの北限と言われる種子島ですので、気候が関係しているのかなというふうにしか考えられません。

サトウキビ価格は、国の交付金と原料代金で構成されています。現在の国の交付金、つまり基準糖度帯は、13.1度から14.3度であります。この範囲内であればトン当たり一律1万6420円が支給されます。今の糖度帯は、5年前に改定されて、それまでよりはコンマ1度下がっているわけです。

種子島にとって糖度帯が下がれば下がるほど有利であるわけですが、トン当たりコンマ1度上下することに、100円の増減となります。

最近、農協さんのほうも消費税アップに伴う交付税のアップをお願いに上がったというふうに聞いております。

また原料代金は四半期ごとに砂糖の国際相場に応じて変動し、新光から直接農家に支払われます。

ちなみに中種子町と和泊町の30年・31年作の平均を比較したときに、収量では36トン、こちらのほうが上回っているものの、糖度では1度下回っています。単純計算でトン当たり1,000円の差であるわけですが、作付面積によっては、大変な金額の差となるわけです。これまでの糖度を見ても、地理的に種子島の場合は不利であると私は思います。

現在も国に対して陳情しているとは思いますが、1市2町で、県にも思いっきり、もうちょっとアピールをし、もっと活発に陳情活動をしていただきたいというふうに思うわけですが、町長の所見をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ただいま説明がございましたように、種子島地域と奄美地域の平均糖度につきましては、平成28年産のサトウキビが種子島で13度、奄美で14.3度、これで1.3度差、平成29年産が種子島11.02度、奄美で12.78度、これ平均ですけども、1.76度差、平成30年度産が種子島12.4度、奄美が13.31度で0.91度差となっております。

平成30年産の原料引き取り価格で見ますと、種子島が12.4度で2万412円、奄美が13.3度で、2万1,438円。奄美がトン当たり1,026円高くなっているところがございます。

また、10アール当たりの収量で見ますと、種子島が5,256キロで10万7,285円、奄美が4,658キロで9万9,858円で、種子島が7,427円高くなっております。10アール当たりの収量で見ますとですね。

平年の数値で見ますと、種子島が12.6度で2万685円、奄美が13.86度で2万1,618円で、奄美が1.26度、93円高く、収量は種子島が5,708キログラムで、11万8,069円、奄美が4,686キロ、10万1,301円で、種子島が1万6,768円高くなっているようがございます。

基準糖度帯でございますが、13.1度から14.3度で平均糖度が13.7度となっておりますが、議員のおっしゃるように、種子島地域のここ5年間での平均糖度が基準糖度帯に入った年は残念ながらございません。平成25年産以降、厳しい状況が続いているところでございます。

特に平成29年産につきましては、台風被害に伴う茎や葉の折損、塩害による葉の被害が大きかったこと、さらに11月以降の日照不足などで十分な光合成ができなかったと思われることから、糖の生成・蓄積が進まず、過去2番目に低い糖度となっているところでございます。

そのことから、平成30年3月21日に国の野菜果樹畑作物等対策委員会の国会議員の先生方に来島いただき、知事を初め、1市2町の首長・関係機関、生産者、代表者などと本町で意見交換会を開催し、種子島の農業振興、特にサトウキビの厳しい状況について意見交換を行い、要望を行ったところでございます。その後、サトウキビ増産基金事業の発動要件に収穫開始から1カ月間の平均買い入れ糖度が11.5度を下回った場合の対策として、発動要件に取り入れていただいたところでございます。

また、農林水産省も低糖度対策として補正予算を組んでいただいております。この低糖度対策につきましては、基準糖度帯の見直し等が大変厳しい中、種子島に対しての措置をしていただいたものというふうに考えているところでございます。

平成30年5月8日に種子島地区サトウキビでん粉用甘藷関係者と県議会サトウキビでん粉用甘藷振興議員連盟との意見交換会での要望、平成30年5月25日

にサトウキビキャラバン及び増産計画フォローアップ検討会での農林水産省に対する要望を行っております。

また、台風被害の視察で平成30年10月9日に知事、10月14日に森山裕国會議員が来庁されたときにも被害圃場等も視察をいただき状況被害対策等について要望も行っております。

平成30年11月13日には、1市2町の首長・議長・生産者代表などと国会に出向き、種子島のサトウキビ生産振興等に関する要望書、要請書を県選出の国會議員、財務省・農林水産省の担当者に対して要請書を提出しております。

平成31年1月21日には自由民主党、野菜果樹作物等対策委員会の国會議員、農林水産省等関係機関に来島いただき、本町のサトウキビ畑の現地視察を行い、その後、意見交換等を実施しているところでございます。

このように国・県・関係機関などに機会あるごとに要請活動をできる限り行っているところでございます。精いっぱい行っているところでございます。

また、県農業協同組合中央会、県農民政治連盟などによる農畜産物対策に関する現場からの提案と要請というようなことについて、このサトウキビも含めて国に要請活動も行っているようでございます。ここら辺の中身についてはまたJAまた農政連等のほうに御確認をいただければというふうに考えるところでございます。

議員おっしゃるように、こういった要請活動というのは積極的に果敢にする必要性はあると思います。今後も国・県・関係機関等に対して、1市2町・関係団体と一緒に、また本町独自でもあり、そういった中で要請活動をしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ただ今、過去5年の年によつての糖度、そして収量、いろいろ発言ございました。どの年を見てもやっぱり糖度はもう絶対的に低いですね。種子島のほうは。収量のほうは、種子島のほうが上回っています。というのは、やっぱり手入れの仕方ですね。あそこは、私見たことないんですが、話を聞いた限りでは、手入れがあんまりなされてないというような話を聞きました。種子島の場合は、それだけやっぱり手入れをしますから、収量のほうは奄美のほうよりはあるというふうに思います。ですから、糖度が絶対的に低いものですから、やっぱり、その地理的条件だというふうに思うところでございます。

そして、また首長たちも、精いっぱい努力をしているということですので、これには敬意を表したいというふうに思います。

30年度にこの要請をしているわけですが、反応というか援助はまだないわけでしょう。町長。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要請活動の中で様々な要請を行うわけですが、それに関して、これをこうします、あれをこうしますというような答えというのは、当然予算に跳ね返ってきておるつもりでございます。

先ほど申しあげましたように、補正予算を組んでいただいたり、基金事業が発動要件に低糖度対策ということで、新たに発動要件に加えていただいたりしているところが回答というようなふうに私は考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 11.5度を下回ったときにその基金が発動されるということですが、今まではどうでしたかね。町長、お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 基金事業に関しては、低糖度の分に関しては基金の発動の要件がございませんでした。それが要件に追加されたということでございます。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ありがとうございます。これからもひとつ、精いっぱい陳情のほうお願いしていただきたいというふうに思います。

4点目の質問に入ります。

高齢者支援対策について、高齢化は待ったなし進んでいます。それに伴って多岐にわたっているような問題が生じてきます。高齢になれば農業も引退、かと言って後継者はいない。田畑は荒れ放題。人口は減る一方。負の連鎖はとどまるどころをしりません。

これは全国の地方に言えることでもありますが、今の状況では衰退の一途をたどることに成りかねません。そうならないために、全国あらゆる地域で生き残りをかけた試行錯誤の取り組みがなされているわけでございます。

例えば、今回、私ども奈良県の人口1,300人の小さな村に研修に行きました。小さな村だからこそできることはありましようが、移動販売をしながらの歯・体の健康診断、配達をしながらの安否確認・情報収集・健診などの送り迎えなど高齢者の手となり足となって活躍をする集団がいました。

我が町でも、このようにいたせり尽くせりができないとしても、せめて高齢者の視点に立った対策が必要と考えます。

前置きはちょっと長くなりましたが、週2回の生ゴミの収集があります。

その場所までもっていけない切実な悩みがあります。行政としても、もっと生活弱者に寄り添った対策が必要だと考えますが、町長の見解をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 集落ごとに週2回の生ゴミを含み、燃えるごみの収集を実施しているところでございます。

収集場につきましては、住宅の分布状況を踏まえて各集落で設置をしていただいておりますが、収集場までゴミを持っていくことについては、紙類などであればまだしも、生ゴミが含まれると重くなり、我々ですらほんの50メートルを重いと思うぐらいでございますので、高齢者の皆さん、足の痛い皆さん、そういった方がいらっしゃる場合は大変なのかなというふうな理解はしております。

地域包括支援センターのほうで把握をしている高齢者の実態というところで、

介護支援専門員からゴミ出しの支援をしてくれる人はいないのかの相談が増えていたりとか、ゴミ出しに不安を持っているというような声があるという報告は受けております。

しかし、一方では訪問介護によるサービスを希望していたが、介護支援専門員から集落長に相談をしたところ、地域での支援が可能となり、サービスは必要なくなった。または、近隣住民の方が気がけてくれてお願いすると快く支援をしてくれているといった声もございます。

現在、町では社会福祉協議会に地域見守りネットワーク事業を委託して実施しております。

各集落においては、高齢者などの生活弱者に対する見守り活動をそれぞれ実施していただいていると思いますが、集落に居住する方を理解されている地域の方々に協力していただくこと、いわゆる共助により高齢者の生活を支えていただくようお願いをしたいというふうに考えるところもございます。

また、収集場までのゴミの持ち出しが困難である高齢者の方につきましては、介護保険制度による訪問介護サービスを受けておられる方、サービスの中で、ゴミ出しなどの生活支援が可能と思われませんが、サービスを受けていない方につきましては、地域の皆様方や民生委員の方を通じてでも役場に御連絡いただければ、担当課による戸別訪問を実施して、必要に応じた介護福祉サービスにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

また、そのほかにも、町のほうでは生活支援体制整備事業などによりまして4名の生活支援コーディネーターというものを配置しております。

地域における助け合い活動、地域の視点で広げようということで、誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることができるよう、集落や各種団体などの地域で支え合う体制づくりを進めているところでございます。

行政からの公助と地域の皆様方による共助がよりよく結びつき、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、高齢者の立場を踏まえた施策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど議員のほうからございました、高齢者の立場に立って町は考えなさい。という御意見でございましたが、このゴミの問題に関しても、ほかの様々な問題に関しても、当然、国や県の事業を使いながら、町としても精いっぱい、高齢者の視点に立った事業を進めていっているつもりでございます。

まだまだ足りないところは多々あるかと思いますが、当然のことながら、地域で動いていただく部分も多々あるかと思いますが。

議員におかれましても、地域内のリーダーとして、ともに助け合う地域づくりの構築のために、これからも御協力また御尽力を賜ればと思うところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 町長の助言もしっかり聞いときたいと思っております。

先ほどの説明の中で、地域見守りネットワーク、これは何人でどういうふうな

体制で見守りをしているのでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） 地域見守りネットワーク事業について御説明いたします。これにつきましては、社会福祉協議会が各集落もしくは各集落の婦人会組織、そういったところをお願いをしております、基本的に、基本的といいますか、各集落、それぞれの見守りの形はあろうかと思えますけれども、班長さんが、役場等からの配りものを配布する際に、声かけ、確認もしているというような形をとっていると伺っております。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 町はこういった人の手をかりなければ生活できない世帯が、中種子町にどのくらいあるのか把握をされているのでしょうか。伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 身体能力であったり、健康状態、年齢、それから生活形態などが、他の多くの人々に比べて生活の質において、著しく不利な立場に置かれている方々の個別の状況、これをそれぞれ把握することは大変難しいものがございますが、福祉環境課のほうで平成30年度に65歳以上の単身世帯を把握するための独居老人実態調査を実施したところでございます。

その結果として、平成31年3月末時点の65歳以上の単身世帯は1,064人となっております。そのうち、いざというときにすぐ駆けつけて支援できる子どもさんであったり、親族などが島内にいないなどの真の独居老人、ここら辺のちょっと区別が難しいところではありますが、いないという人が180人、この調査結果となっております。ここら辺の数字というのはアバウトな数字でございますので御理解をいただければと思います。

この方々の中で、本人が元気であると回答した方が75人いますが、将来的には見守り支援が必要となってくるというのは当然予測できるものではないかというふうに考えているところでございます。

また、第7期の介護保険事業計画策定時にニーズ調査を実施しております。その中で介護介助が必要かの質問に対して、回答者501名のうち約13%の64人が介護介助は必要だが現在は受けていない。現在は、現在何らかの介護を受けていると回答し、介護介助の必要はないと回答した方が約84%の425人います。当然回答いただいた方の中でのデータでございます。御理解ください。

この介護介助が必要だが現在受けていないという方については、対象者の把握を行うための一つとして、地域包括支援センター看護師が3年間健康診断などを受けていない方を訪問して、何らかの支援が必要か、何かの支援が必要かの実態把握に努めているところでございます。

今年度の訪問状況といたしましては現在71名訪問して、身体機能及び認知機能などの健康状態の確認などを行っているところでございます。

なかなか公的サービスだけでは対応が不十分な面もあるかもしれないため、地域の皆様の見守り、生活支援などにより、高齢者の皆様が暮らしやすい地域づくりに御協力をいただき、また議員におかれましてもそのような情報等を聞いたときには、また福祉環境課のほうに御一報いただければ、対応させていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

後、この自力で行動できず、もしくは手助けが必要な方々にとっては、災害時等は大変不安になるかと思えます。ここら辺につきましても各消防分団に人員の把握等をお願いして、地域の方が1番わかる消防団員の皆様をお願いをしながら、そういった人たちを優先的に避難させるようなお願いは常日ごろから行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） たいがい、その人の手を借りるとか請求できない。いろんな段階ございますが、大体の把握はできているということでちょっと安心をしましたが、南海トラフ地震も想定されている昨今、こういうことがあったときに、例えば、その自分でまったく行動ができない。歩くことさえできない。こういう方達を周りの若い人達が手助けするかということ、今の説明の中で、消防団員さんとかいろいろやっているみたいですけど、これはもう凄く重要なことだというふうに思いますから、今後も、こういうふうな家庭が他にもあるやわかりませんので、こつこつと調査の方とか、それを御存じの方はぜひ役場の方に通報してもらって、災害時とかそういう時に助けになるようにしていただければいいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時10分からとします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に10番 日高和典君。

〔10番 日高和典君 登壇〕

○10番（日高和典君） 皆さん、こんにちは。

町の発展と町民の豊かな暮らしを求めて、令和元年度、2回目となります、一般質問を行います。

本町は、昭和15年に町制施行し、豊かな自然と恵まれた土地基盤を利用した農業を基幹産業として位置づけ、各種産業との調和を図りながらまちづくりを進めています。令和2年には、町制施行80周年を迎えます。これまで明治22年の初代村長から14代村長、そして初代町長から現在10代目の田淵川町長へと長い

歴史があります。時代に対応した施策を展開して、施政方針の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

そして、第6次中種子町長期振興計画も令和3年には策定されます。

離島地域の人口減少と高齢化が急速に進展し、離島の自然的・社会的条件は厳しく、生活に必要な物資等の移送に要する費用も、他の地域に比較して多額であります。生活環境に関する地域格差が課題で、住民の生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流を促進することで定住促進を図り、経済の発展と利益の増進に資することを目標に審議委員会を中心に策定に向け取り組んでいただきたいと思います。

私たち議員も、今期より定数減少で12名となり、これまで以上町民からの信頼を得て、おごることなく感謝の気持ちを忘れず、政策課題を行政に届けていかなければなりません。

令和元年度、町長2期目の町政運営がスタートし、議会と一致団結して公正中立な立場で課題の解決に取り組んでいただきたいと思います。

国・県とのパイプを強く持ち、費用対効果を考慮され、日本一すばらしい輝くまちを目指し、合理的な推進が図られることを期待しております。

それでは通告書に従い、企業誘致活動、学校教育の推進、定住総合対策、動物の愛護活動について質問をいたします。

まず1点目は、企業誘致活動について町長に御答弁を伺います。

令和元年度の施政方針では、企業誘致については全く述べられていませんが、これまで雇用の増大の観点から、企業誘致について述べられていたと思います。

ことし6月定例会のリゾート開発の状況については調査中ということで、ノーコメントで、2年前の平成29年6月定例会の質問には、今後もあらゆる機会を利用して、本町のPR誘致活動を進めるとの答弁でした。

これまでの取り組みと現況について、町長の答弁を求めます。

あとの質問は質問席より行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 日高議員の質問にお答えする前に、先ほど永瀆議員のときに、最初の答弁をここに立たなかったことをおわび申し上げたいと思います。

大変失礼いたしました。

ただいま「日本一すばらしい輝くまち」という日高議員のほうからございましたが、私もそういった観点で言いますと、やはりそういう目標を持って町政を進めていくということはとても大事なことで、職員にも当然中にはそこを理解できない職員もいるかもしれませんし、地域の人だってそういったことはできない。というふうに最初で決めつけてしまう人もいらっしゃいます。

ただ、思いを持って進めていかないと、可能性が広がらないというふうに考えておりますので、特にこの企業誘致等につきましては、日高議員の絶大なる御協力もいただきながら進めていく必要があるというふうに考えております。日高議員に限らず、議員の皆様方のお力をおかしたい部分も多々ございます。

ので、よろしくお願いを申し上げます。

企業誘致活動につきましては、これまでも述べてきたとおりでございます。県外出張でございましたり、出郷者の会などで様々な立場の方とお話をしてまいりました。

立地企業などに対する優遇制度といたしましては、製造業や情報サービス業などが対象となる固定資産税の課税免除、また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した雇用機会拡充支援事業、この雇用機会拡充支援事業につきましては、制度発足当時から雇用創出を目的に、中種子町内でも4社が採択されておりまして、事業展開が図られてきているところでございます。

法人格を有する民間事業者が実施する地域振興に資する事業に地域総合整備財団が行う無利子の貸付制度などの優遇措置などを踏まえながら、折々にそういうようなPRをしてきているところでございます。これまで取り組みとしてはそのような状況でございます。

また、現況といたしましては、砂糖の製造加工品製造販売を手がける大東製糖種子島株式会社と立地協定を締結して、また、空き家・空き地等、不動産専門会社、株式会社川商ハウスとも協定を結んでおり、種子島支店を中種子に出店していただいております。

また、様々な事業内容で協議を進めた企業もございましたが、土地設定の問題であったり、企業サイドの島内の市場調査などを含めて白紙になった案件も幾つかございましたが進行中の企業もまだございます。この進行中の企業に関しましては現時点では説明は控えさせていただきたいというふうに思います。

平成30年度には、皆様方の御理解のもと町内全てに光ブロードバンド環境が整備されたところでございます。これも活かしながら、企業等の誘致にはこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

企業からの何らかの御相談、またそのような進展、そしてまた確実な立地などが決まりそうな状況であれば可能な限り、議員の皆様方含め、町民の皆様方にも御説明御報告などができればなというふうに考えているところでございます。

また、当然私もこの企業誘致等で雇用の確保、そして人口減少に歯止めをかけるという観点からも大変重要なものであるという認識のもと行動しておりますが、この件にのみに集中して対応することもなかなか厳しい部分もあり、積極的には動きたいところではありますが思うようにならない部分もございます。これはなぜかと言いますと、相手の企業様の時間的なもの、なかなかアポイントが取れない、そういったことも多々今現状でも発生している状況でございまして、私の公務と時間が重なったり、そういったことも結構ございます。そこら辺は一応報告だけさせていただきたいというふうに思います。

今後も、そういった公務出張等の時間など合わせ時間の合間を縫って、各企業等の訪問等もさせていただきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方のまた情報等も私どものほうにお聞かせ願えればというふうに思うところでございます。

来年の議会で、また取り組みと現況はということでございますが、取り組みと

しては言われてもちょっとまた同じようなことになると思うので、先ほど申しましたように、進展があり、もしくは確実なことになりそうだということであれば、この企業誘致等に関してはまた説明はさせていただきたいと思いをもちっておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま企業誘致活動について答弁をいただきました。

進行中の企業もあるということで、それぞれ活動がなされているようでございます。立場上、町長はいろいろな議会、協議会総会等に参加されてきたたくさんの情報も収集可能であります。

しかしながら、私たち議員も常に町民の立場に立って、議員としての自覚を持ち、町民が少しでも豊かな生活ができることを願い誘致活動をしております。そこで議会も日本の自衛隊誘致活動に際しては、平成 19 年に賛成し活動をしております。これまでの町全体の協力体制が認められたのでしょうか。5月には、本町に対して陸上自衛隊より訓練隊員への激励や支援に対し感謝状が贈られました。さらなる理解と協力が必要になるかと思えます。

現在の日本の自衛隊誘致活動状況については御答弁をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長、通告外ですけどよろしいですか。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議会の皆さん方が定数減ということで、12名の定数で今頑張っているところでございますが、ここでの協議、そこを踏まえながら、私どもも積極的にやるべきところはやるというふうに考えておりますが、当然のことながら前議長と防衛省のほうに御挨拶に伺い、また本町での訓練等は、関連産業の人たちも歓迎をしているというような話は申し述べてきて、また自衛隊と本町への誘致についてもお願いをしてきたところでございます。それ以降としては、防衛省にわざわざ出向いておりませんが、訓練等また行っていただけるよう、また種子島の地方協力、種子島支部のほうにまたいろいろお話をさせていただいたり、自衛隊の西部方面隊等などの方から御挨拶に来ていただいたりという中で、いろいろな話はさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 自衛隊誘致活動ということで答弁をいただきました。

8月の議会だよりも掲載しておりましたが、本議会においても自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会が設置されました。町民に正確な情報を提供し、判断するための調査が必要であります。

また、人口減少対策や地域活性化のためにも、5月末には商工会、農政連中種子支部、農協、そして漁協、森林組合、観光協会中種子支部、土木同志会、スタンプ会、飲食業組合中種子支部、自衛隊家族会のメンバーで発足されました中種子町自衛隊誘致推進協力会と本町発展のために、行政・議会も足並みをそろえて国へ要望回数をふやす取り組みを行っていただきたいと思います。

離島というハンディもあり、メリットがどれだけあるのかが重要であります。種子島を愛し、また、種子島出身の方でないと企業誘致は大変厳しい現状であると思います。しかしながら、どのような形態であれ企業を誘致すると雇用が生まれ人口が増えます。そしてどんどん町が活性化していきます。

2040年には、本町の人口は5,133人と予想をされております。人口減少に歯止めをかけるためには、さらなる企業誘致活動を推進して、安定した雇用の実現に努めるよう期待をしております。

そして、町長が1期目当選後の施政方針に、県との連携により種子島地域産業活性化計画を策定し、重点促進区域として旧種子島空港跡地等を定めてはいるものの具体的誘致は至ってなく、今後、雇用拡大につながる企業等の誘致活動に積極的に取り組みますとありました。必ずや実行できますよう努めていただきたいと思います。

それでは、次の学校教育の推進について質問に入ります。

町の発展は未来を担う教育が大事です。児童生徒数が減少する中、不登校や保健室登校の児童生徒もおり、人間力を高める教育活動の推進が必要であります。全国的にも最多の不登校となっています。

現在の取り組み状況と今後の見解について教育長の御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） それでは、質問の説明の中にもありました、未来を担う教育、人間力を高める教育活動の推進についてまずお答えし、次に不登校や保健室登校の児童生徒への現在の取り組み状況と今後の見解についてお答えしたいと思います。

本年3月に議会の承認をいただきまして、4月16日から2期目を迎えることとなりました。3年前の28年6月議会で、教育行政全般における今後の抱負はという御質問を徳永留夫議員、今の議長にいただき、そのときに、豊かな心を持ち、たくましく生きる能力や自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力など生きる力を備えた人間の育成に取り組みます。中種子町は、風立の教育という素晴らしい教育理念を持った町であります。山陰に隠れて風をやり過ぎすのも懸命な生き方ではありますが、風立の教育の教えのもと、あえて困難に立ち向かい、海の向こうの世界をにらみ、挑みかかる気迫を全ての子どもたちに持ってもらいたいと抱負を語ったところでありました。

その趣旨沿って教育行政に取り組んでまいりましたが、1期目の議員の皆様の一般質問に対して改善できた主なものを挙げますと、町の奨学金の支給金額の増額と本町在住の者に対する返済免除制度を作りました。

小中の入学準備金が6月支給になっておりましたが、4月の入学資金に間に合うよう2月頃の支給を実現しました。

特別支援教育支援員は校長の要望を受け、常勤でも勤務できるようにいたしました。

普通教室へのエアコンの設置は本年度、全小・中学校の普通教室に設置する工

事に現在取り組んでいる最中です。

星原小学校留学里親制度も本年度から始まりました。

危険ブロック塀の撤去につきましても、学校関係につきましてもは全て撤去し、危険地には代替のものを新たに設置いたしました。

このように、議員の皆様からの御質問を受け、皆様の御協力をいただき、新たな事業を開始したり、改めるべきところは改めたりしてまいりました。これも議員の皆様の高い見識に基づいた問題点の御指摘、そして、その後の教育行政に対する御理解と御協力の賜ものであります。

さて、この令和元年度は教育長としての2期目のスタートであり、町教育委員会としては、今後5年間を見通した中種子町教育大綱及び中種子町教育振興基本計画の策定の年になっております。鹿児島県も平成31年3月に向こう5カ年の基本目標を発表いたしました。その方向性を尊重し、中種子町としても、風に向かって立つ中種子の人づくりという教育目標を立て、郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育、生涯教育の推進を学校教育・社会教育に対して行っていくことといたしました。問題を解決するための高い学力を育て、折れない心と健康な体をつくることを通して社会の逆風に負けない子どもたちを育てようとするものであります。

ところで、現在の子どもたちが大人になる10年後20年後の未来は、人口知能、いわゆるAIなどの先端技術が高度化し、あらゆる産業に取り入れられ、社会のあり方が現在とは劇的に変化すると予測されています。

そのような社会の構造的変化に対応する子どもたちを育成するために、新しい学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から実施されます。

小学校での外国語科の導入やプログラミング教育の導入などに加え、道徳の教科化、それから総合的な学習の時間の見直しなど、学力だけではなく、子どもたちの生きる力を総合的に高める、または人間力を高める教育の推進、これを国としてさらに進めようとしているところです。

その動きを受けまして、本町におきましても、子どもたちの未来を考えた取り組みを進めております。その一つがICTの積極的な導入です。小規模校の多い本町の現状から交流することで、多様な考えに触れる学習を目指した遠隔授業の実施や情報活用能力の育成を目指したパソコン・タブレット機器の導入など、高度情報化社会に必要な資質能力の育成を目指した取り組みを積極的に進めております。

これは中種子町が、平成27・28・29年度に光ブロードバンドを検討し、全町に敷設していただいたおかげでできることでありまして、光ブロードバンド導入予算を認めていただいた議会の皆様のおかげでもあります。

一方、子どもたちの「知徳体」の全人的な発達を目指し、各校での道徳教育、人権教育の推進、うみがめ留学による他県児童との交流、ウミガメの保護などといった地域の特色を生かした体験活動の充実など、豊かな心の育成を目指した取り組みも進めているところです。

加えて、子どもたちを育成する教師の力量アップのための研修会も実施しております。各教科等部会の開催や大学教授等を招聘した研修会、これを町独自に開催し、本町の教職員の指導力向上を図っているところです。

今、12歳の小学6年生の子どもたちが大学を卒業するとき、つまり22歳になるとときには、子どもたちの半数が今はまだ存在していない職業につくと予想されています。そのためにもICTを積極的に導入し、子どもたちの未来を奪わないように準備を進めていかなければなりません。これらの実現にはICT関連機材のレンタル料・保守点検料などのランニングコストなどが年間約1,000万円ずつ必要になることが試算されております。

加えて、本年度の各学校普通教室へのエアコン導入による電気代の増加なども含めて、今後、教育予算が毎年約1,500万円上乗せされることとなります。黒板とチョーク、紙の教科書とノートという時代は終わりつつあるようです。

これからの時代を生きる子どものために大きな予算が必要であります。

議員の皆様も御多忙の折とは存じますが、時には教育委員会にも足をお運びいただき、中種子の子どもたちの健全育成のために御質問いただくとともに、お互いに情報交換をしていただき、お知恵をお貸しくくださるようよろしくお願いいたします。

さて、不登校と保健室登校の現状についてでございます。

不登校児童生徒については、本町でも小学6年生1名、中学2年生7名、3年生1名の合計9名おります。いずれも昨年度からの継続した児童生徒で、その要因は、学校や友達との人間関係、つまり、いじめといったものではなく、本人の登校意欲が上がってこないことにあるようです。適応障害など心の発達の問題が原因である児童生徒もおるようです。

学校では毎日担任が電話連絡するとともに、定期的に家庭訪問を行い、保護者と連携しながら不登校状態の改善に尽力しております。

教育委員会としても定期的に不登校児童の把握に努めるとともに、改善に向けた取り組みを進めております。

まず、県のスクールカウンセラーによる不登校児童生徒との教育相談を実施し、不登校児童生徒の不登校の原因の解明と対応について、学校と連携した取り組みを進めております。

また、学校に登校できても教室には入れない、という生徒につきましては、保健室にただいりだけではなく、中学校の全職員が、それぞれの空き時間を使って登校してきた生徒に学習指導したり、生活の様子などについて相談したりと、いわゆる適応指導教室的な場所を校内に作り、全校体制で不登校の解消に取り組んでおります。実際に登校日数や学校にいる時間が増えてきている生徒も現在2名ほどおまして、成果としてあらわれているところです。

本来の時間割のほかに特別時間割を設定しているところですので、先生方にも大きな負担をおかけしているところであります。

また、本年度スクールソーシャルワーカーを導入いたしました。不登校児童生徒本人だけでなく、保護者を含めた家庭への積極的な支援による状況改善の取り

組みを始めております。

このスクールソーシャルワーカーの運用に当たっては、県スクールカウンセラーでかつ鹿児島市のスクールソーシャルワーカーを担当されている方を講師に招き、7月に管理職と生徒指導担当者への研修会を実施することで、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について学校の理解を深めたところです。

さらに町福祉環境課との情報交換等を積極的に進め、学校だけに任すのではなく、教育委員会と役場・医療機関等を含めた組織的な改善に向けた取り組みを進めているところです。

今後も臨床心理士などの活用など専門家や専門機関等との連携を深め、多面的多角的な子どもの理解と効果的な対策に努めてまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちに求められる資質能力の育成を目指し、全ての子どもたちが学校で楽しく勉強活動できるよう、教育委員会として小・中学校への指導支援を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま、人間力を高める教育活動の推進ということで取り組み、現況と今後の見解について答弁をいただきました。

I C Tを導入されて積極的な取り組みがなされているようでございます。

不登校についても説明をいただきまして、現在、7つの小学校児童数は424人となっており、中種子中学校生徒数も189人となっております。

児童生徒数が減少する中に、いろいろなタイプの保護者もおり、学校教育・社会教育ともに厳しい指導環境だとは思いますが。

その中で「まちづくりは人づくり、生涯を通して学びあい高めあう」と、とても素敵な言葉が2016年の町政要覧に記載をしております。学校教育は人づくりが基本であります。いじめの発見、未然防止対策、土曜授業の充実や教職員の資質向上など起こりうる問題解決とその対策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

不登校についても説明がありましたけれども、平成29年度の県内の中学生の不登校の要因の内訳は、家庭が448人、友人が445人、学業215人、その他379人となっております。不登校の要因は様々で、教職員は、生徒には優しさと厳しさのバランスをとりながらの指導、また、保護者とは上手につき合える関係を保ち、かつ、自らの資質向上も大事であると考えます。

県内では教員志望者が減少をしております。子どもに誠実に向き合い、いつまでも心に残る先生になっていただきたいと思います。人間力に関する確立された定義は必ずしもないですが、自立した一人の人間として力強く生きていくための、総合的な力が身につく充実した取り組みができますよう、教育長の手腕に期待します。

次の質問に入ります。

29年度のいじめの認知件数は全国約41万4378件で、前年度比9万件以上増加し、過去最多となっております。児童生徒数当たりの認知件数には都道府県間で約13倍の差があります。

いじめの認知に関する県内の状況は、鹿児島県公立小中高、特別支援学校におけるいじめを認知した学校数は403校であり、半分以上の学校がいじめゼロと報告してあります。本町においてもいじめアンケート結果は特になしとの報告が多いようでした。実際はどうでしょうか。

このように、SNSなどインターネット上のいじめも過去最多となっております。本町での児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の利用状況について教育長に答弁を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） まず、本町の携帯電話、スマートフォン等の利用状況ですが、平成30年9月時点の調査では、4年生以上の小学生で、利用者は35%、中学生は54%です。ただし、携帯電話等の保持数は小学校で6%、中学生で22%です。この中で、スマートフォンは小学生で2%、中学生は19%となっております。このことから、本町の小中学生の多くは親や兄弟などの携帯電話を使用しているということがうかがえます。

主な利用内容は、小学生は音楽や動画、学習目的、ゲームの順です。中学生も小学生と同様に音楽や動画、学習目的、ゲームの順ですが、中学生ではSNS利用者も見られます。

携帯電話等の利用による大きなトラブルは、今のところ報告されておきませんが、利用に関する家庭内ルールが決められているのが、小学生は90%、中学生は75%であり、フィルタリング設定も小学生が70%、中学生が82%であることから、保護者の意識を高めるようにしていく必要が今後あるかと考えております。

今後についてですが、携帯電話やスマートフォンだけでなく、任天堂DSといった携帯ゲーム機器でもインターネット利用は可能であり、多くの家庭にパソコンが置かれている現状を考えると、子どもたちは必要であれば、様々な手段でインターネットに接続することが可能になっているというのが現状です。このため、携帯電話やスマートフォンの保持や利用を制限するだけでは、SNS等でのトラブルを回避することは難しいと言えます。

また、このインターネットで情報を得たり、情報発信する力は高度情報化社会と言われる、これからの社会に必要な不可欠な力であり、学校教育の中でも、さらに育成していかなければならない能力でもあります。

例えば、来年度から使用される教科書にもQRコードというものが多く掲載されており、学校でも自宅でもタブレットやスマホをその場所にかざすだけで、学習に必要な資料等の情報を得ることができるようになっております。

例えば、英語の教科書に掲載されているQRコードから読み取った情報で、英単語のネイティブの発音を聞いたりすることができます。

これからの子どもたちにとっては、SNSを含めたインターネットをいかに上手に活用するかが重要な力であり、多くの情報の中から有効なものと不要なもの、安全なものと有害なもの、それらを適切に見きわめ情報に左右されるのではなく、情報を有効活用して自らの生き方に生かしていかなければなりません。本町では、そういった情報機器を適切に活用できる子どもたちを育成していきたいと考えて

おります。

そのために、情報モラル教育のさらなる推進と情報機器の活用能力の育成、さらにPTA等と連携し、家庭でのルールづくりも含めた保護者の意識改善と正しく安全な携帯電話、スマートフォンと情報機器の利用についての教育も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま携帯電話、スマートフォン等の利用状況について答弁をいただきました。それぞれ児童生徒を取り巻く家庭環境の違いはあるかと思えます。

教育長の答弁の中にもありましたけども、地域の健全な社会環境づくりが必要であります。そのためには、大人である私たちも良き手本となるよう日々地域の人たちと連携して、正しい利用を行うよう学びを指導して児童生徒の不登校やいじめ防止、非行防止に取り組まなければならないと思えます。

携帯電話、スマートフォンはいろいろな情報収集や連絡などのために、必要不可欠ではあります。研修会、説明会等もこれからもぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

学校だけの責任ではありません。不登校の児童生徒が悪いという偏見を払拭して、学校・家庭・社会が寄り添い理解と受容の姿勢を持つことこそ重要であります。親は子どもを一生面倒見ることにはできません。だからこそ、子どもは親に頼らず自分の力で生きていくすべを身につけなければなりません。

親の心子知らずと言います。子どもには親の気持ちはわかってもらえないかもしれませぬ。親の気持ちがわかるのは、子どもが1人前の大人になったとき、あるいは結婚して子どもが授かったとき、そして親を亡くした時です。小学校の高学年以上になれば、いちいち言わなくても自分で考え対応できるはずですよ。

県においても安心して子どもたちが学べる環境づくりのために、学校における相談体制の充実、強化として児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、公立小中高等学校にスクールカウンセラーを配置しております。無理やりに学校に行かせないほうが良いと聞きますので、自分の子どもを信じてください。たくさんの地域の行事にも参加させ、社会との結びつきを強めながら、いろいろな体験活動を実施すべきですよ。

なお、学校外の多様な人材の協力により、児童生徒に多様な学習の機会を提供して、本町から不登校の児童生徒が出ないように、教育活動支援の推進を図っていただきたいと思えます。

それでは次の定住総合対策について町長に御答弁を伺います。

これまで若者定住対策、空き家対策、遊休農地、耕作放棄地対策、包括連携協定について質問してきました。

議員改選もあり、新しい総務文教常任委員会で、7月23日から25日に佐賀県のみやき町に定住促進について視察研修を行いました。

去年は22年ぶりに人口が増加となったようでございます。民間と連携した住宅支援として、地域優良賃貸住宅、空き地を活用した一戸建住宅、市町村設置型

浄化槽整備、町遊休地の分譲等を行い、定住総合対策に成果が出ていました。コスト削減と業務の効率化をさらに進める一つのツールとしてPFI方式があります。町長の見解を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 再度確認ですが、PFI方式についての質問でよろしいですか。PFI方式を使った地域優良賃貸住宅や一戸建ての住宅など成果が出ている町があるが、PFI方式についてそれを本町でやらないかっていう質問なのか、それともPFI方式はどういうシステムなのか、そこら辺ちょっと再度。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） PFI方式がありますので、PFI方式を私はいい方式だと思いますので、町長はこの方式についてどのように見解しているかという質問であります。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 再度すいません。そのPFI方式で何をやって、結局この全部やりなさいということの質問ですか。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 全部やりなさいじゃなくて、PFI方式というのがあるので、この方式を取り入れて、この定住総合対策に使ったらどうでしょうかという御質問で、そのことに対して町長はどのような考えがありますかという質問でございます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。PFI方式についてどう思うかということだったので、そのシステムについての御質問なのかどうかというのがはっきりわからなかったもので。

今お話ございました、みやき町に関しましては、私も訪問させていただいたことがございまして、福岡空港とか近いところございまして、佐賀空港も近い、いわゆる大きなベッドタウン的な町だなという印象を持ちました。

確かに、みやき町というところは、総務省にもちょっと睨まれた経緯もあるぐらい、ふるさと納税が相当な売り上げを上げており、我々もどういったふるさと納税のシステムを取り上げれば、それだけのあるのだろうかということで、町村会役員研修ということで、みやき町に伺ったところです。

PFI方式で共同住宅を作ったり、保育園を作ったり、そういったことを確か市場もあったような気がします。そういったところで大きな幹線道路に面した町であり、米をつくる農家、農業では米が多い、あと大きなバイパスに面しているということもあり企業誘致も非常にしやすかった状況である。というお話を伺ってきたところでありまして、このPFI方式自体はある程度、民間に資本力がある必要があります。なおかつ、その永続的にその空き家のでない家賃収入が見込まれる必要がないと、見込まれないと民間参入というのはいり得ないので、PFI方式でなんかやったらどうですかということと言われても、何かするといふときに、現状としては中種子町の場合は、そこに参入してくる企業、もしくは

そういう募集をかけたときに、手を挙げてくる企業というものが、果たしているものかどうかというところ、現状としましては、その民間も資金力があり、なおかつ経営能力として技術的能力を有しているの、それを活用して公共施設など整備促進をいたします。

良質なサービスの提供とコスト削減には十分貢献するシステムであるというふうに思いますが、やはり投資効果の高い大都市圏等において多く活用されている現状、整備の実施状況など全国的なことを調べてみますと教育文化施設であったり、公営住宅の整備に活用するものが多くございますが、事業規模も10億から50億というような大きな施設になっているような状況になっているようでございます。そのようなものが、民間に幅広い業務を任せるといふようなことにもなります。

行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して管理指導していかなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性もありますし、そういった業務を任せるといふ企業が果たして各種施設の利用頻度、利用率そういったものを考えたときに出てくるのかどうかということも、事前での調査、そういったものが必要になるのかなというふうには考えるところでございますが、現状として、様々な要件を考えた場合には非常に厳しい難しい面もあろうかというふうには考えているところでございます。

当然、種子島内では、西之表・南種子等でも、まだPFI事業による様々な公共サービスの活用というものは、まだ行ってはいない状況であります。そういうチャンスが広がるようであれば、当然考えることは必要なシステムではないかなというふうには考えているところでございます。

地域優良賃貸住宅、これは高齢者世帯であったり、障害者世帯、子育て世帯など各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境の良好な賃貸住宅というふうな考え方でございます。

家賃は、隣接した同種の家賃の金額と均衡を失わないように定められますが、家賃低廉化助成制度を活用しても、既存の町営住宅よりも、どうしてもPFI方式で建築した場合は割高に、若干割高になる可能性は高いというふうに私は考えるところでございます。

町の現在の町営住宅の入居状況につきましては、町が管理している町営住宅231戸のうち、解体予定の団地を除き12戸の空き家が生じているところでございます。空き家の発生に伴い、防災無線等で入居者の募集を随時行っておるところでございますが、入居者がまだいない状況でございます。

町が策定した公営住宅長寿命化計画でございますが、単独住宅除く公営住宅は209戸管理しているところでございますが、取得量推計の結果、本計画の最終年である令和9年度において住宅困窮世帯は169戸と推計されており、現在の管理戸数から40戸余剰するのではないかとこのように思われているところでございます。

定住総合対策という考え方は必要なことではございますが、そういったところから考えますと、現状ではPFI方式を使って、使わずとも、また建て替えや改

修工事など実施をしていきますが、新たに町営住宅、住環境、定住総合対策という観点で町営住宅を新たに何戸も建築するというような計画は、今のところ立てられないっていうか、ない状況でございます。

横町団地 2 棟 10 戸は本年度解体、来年度建て替え予定でございます。高校前団地 6 戸は本年度解体予定、平成 29 年度に策定した中種子町公営住宅長寿命化計画によりますと公営住宅を 209 戸管理していますが、ストック量推計の結果、169 世帯と推計では令和 9 年度においては、推計されているところでございます。

P F I 方式、これにより賃貸住宅事業のメリットというのは、財政支出削減の可能性があり公共のリスクを民間移転することが可能でございますが、デメリットは民間の経験と実績が必要で公営住宅の空き家が発生している状況の中でリスクを負担できる民間企業が限定されてくるのではないかなというふうなところでございます。

また、質問にあるような市町村設置型の浄化槽整備、これは市町村が主体となって個別の住宅などの浄化槽を設置して管理者となることを言いまして、個人は工事の際に 1 割程度の負担金及び以降の浄化槽使用料を市町村に支払っていくこととなることとなります。

市町村設置型で整備した場合は、個人設置型で設置する場合の設置負担が全体費用の 6 割程度になることや、設置後の維持管理経費も個人が負担することに比べると、当初の工事費用負担部分で負担の軽減は図られるというふうに思われますが、市町村型の場合は、浄化槽の設置申請から現地調査工事計画策定、承認、積算、入札と工事の手續に期間を大変要することから、早急な設置を望む個人の皆様にとっては個人設置型のほうが有利な面もあるようでございます。

また、市町村設置型浄化槽につきましては市町村が工事費、維持管理費用修繕にかかる費用など市町村の財政負担が増大しますので、適切な使用料の設定や徴収方法も含めた慎重な検討が必要になるところではないのかなというふうに考えるところでございます。

P F I 事業につきましては、全国でも実施している市町村は、まだまだ少ないようでございますが、民間に大部分を委託できる P F I 事業では、工事発注に係る事務処理の軽減なども図られると言われております。

しかしながら、事業期間が長期に渡ることで、そして現状では、離島という地理的な問題、そういったこともございますので、議員が視察されたみやき町とは、若干それをストレートにここにフィードバックできるのかということ、なかなかできない部分もあるということをお理解いただければなというふうに思うところでございます。

また、個人で設置する浄化槽につきましては、県の補助が今までは県の補助もあったんですが、これがもう終わっておりますので、町単独での何らかの形で対応して行って、少しでもこの浄化槽の設置を当然、高齢者の皆様、トイレで便座が温かったり、そういったことがこれから先必要になってくると思います。

まだ合併浄化槽の設置をなされていない皆様方には、また議員皆様方からもぜひそういったことも説明をいただいて、輝くまちづくりのために、川を汚さず海を

汚さずという観点からも、PFI方式ではできないかもしれませんが、そういったこともお願いしていただければなというふうに考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 国においても官民連携事業に取り組む自治体を支援する事業を行っております。

町長選挙の選挙運動用のビラには4年間、様々な場所に足を運んで見えた町の魅力・資源を生かすために常に全力で働きます。町民・民間・行政・政治のあらゆる力を結集し、町の活性化に取り組みますと、しっかり記載されていました。若さと行動力で実行できるよう強く要望いたします。

それでは最後の動物の愛護活動について町長に御答弁を伺います。

全国的に犬猫殺処分をなくす方向になってきている。不妊手術や動物愛護の再認識、不幸な命を増やさないための取り組みについて町長の見解を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 質問の要旨について、全国的に犬猫殺処分なくす方向になってきているが、不妊手術や動物愛護法の再認識、不幸な命を増やさない取り組みについて、私の見解をとということの質問でよかったかと思いますが、私も犬は、どちらかと言うと犬が好きな方でございます、犬もかっていたんですが、ちょっと家の裏の工事をすることということで、工事の人が来る度に吠えるもんですから、迷惑になるということで、ちょっと遠い鶏小屋があるところにつないどったところが、ちょっと離れたときに何キロもあるんですが、家まで走って帰ってきてたんでしょうね。もう思い出すと涙が出ますけど、交通事故にあって、見つけた方が動物病院に連れていってくれたんですが、間に合わず、息を引き取ったということで、それ以来、やはり、もうかわいそうだから動物はかわないというふうに家族ではしているところで、まだ子どもたちも小さかったものですから、またかわりのっていうから、もうかわりはだめだと。もう、かわいそうじゃないかと。というようなことで、かうのをやめているところでございます。

県内の保健所による犬猫の収容状況、これは保護引き取りにつきましては、平成29年度の実績で犬1,394頭、猫1,893匹で、そのうちの殺処分というものが、犬が339頭、猫が1,403匹となっております。この数値でございますが、平成26年度からは令和5年までの10年間を計画期間として県が定めた鹿児島県動物愛護管理推進計画の殺処分数2,000頭を下回っております。

県としてはさらに犬猫の収容数が減るように、望まない繁殖を防止する不妊、去勢措置、終生飼養の徹底など県民の理解を深める施策を図っていくというふうに行っているようでございます。

西之表保健所管内における収容状況といたしましては、平成29年度が犬42頭、猫12匹が収容され、そのうち殺処分数は犬23頭、猫9匹となっております。

平成30年度は犬21頭、猫10匹。うち殺処分数が犬1頭、猫9匹となっております。本町分につきましては29年度の収容数が犬4頭、猫3匹。殺処分数は

猫 2 匹となっています。30 年度は犬 4 頭、猫 1 匹、殺処分数は犬 1 頭、猫 1 匹となっているようでございます。

犬を所有する場合は狂犬病予防法により、犬の種類や性別・名前などを市町村に登録の申請をする必要がございます。登録した場合は鑑札を交付するため、迷い犬がいた場合でも鑑札を首輪などにつけておれば所有者がわかりますので、保護されても返還されることがございますが、猫については登録制度がございませんので、保健所が保護もしくは持ち込まれた猫は所有者不明がほとんどでございまして、そのため殺処分数は犬よりも多くなっているのではないかとこのように思われるところでございます。

また、飼い主が望まない繁殖により生まれた猫でございますが、これは保健所には持ち込まれずに、生後間もなく捨てられたりするものもいるのではないかとこのように思うところでございます。

殺処分自体、私も非常に殺処分という言葉聞くたびに、かわいそうな悲しい思いをすることでございますが、本町としても動物の愛護及び管理に関する法律に定められた動物愛護週間は飼い主に対して、動物の健康及び安全の保持や動物が人の生活環境に支障を生じさせないなどの広報などに努めるとともに、犬の登録でございまして、狂犬病の予防接種や犬の放し飼いや野良猫に餌をやること、これも動物愛護になるのかどうなのかわかりませんが、餌をやるというのもどうなのかということもあろうかと思いますが、とにかく無駄な繁殖を防ぐようなことを町民の皆さんに呼びかけをしながら、適正飼育飼養が図られるように保健所やその他関係機関とも連携して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また、これから先もこういったことに関しては防災無線等で時々呼びかけ、また、そういう愛護団体もしくはそういうサークルで活動されている皆さんたちとも情報交換をしながら、理解を求めていく必要があるというふうに考えています。すいません。長くなりました。

○議長（徳永留夫君） 日高和典君、議会運営に関する申し合わせにより、質問時間は 1 時間以内となっております。

10 番 日高和典君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開をおおむね 13 時 30 分からといたします。

-----○-----

休憩 午後 0 時 7 分

再開 午後 1 時 19 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1 番 浦邊和昭君。

〔1 番 浦邊和昭君 登壇〕

○1 番（浦邊和昭君） それでは、浦邊和昭です。一般質問をさせていただきます。

中央要請について、その中でも特にキビとイモのことについて、陳情内容をぜ

ひ聞かせていただきたいと思います。

前回6月定例議会でも、結局同じようなことになりすけれども、やはり自分の考えでは、この議会において町長の意見を聞いたり、そしてまた自分の意見を述べさせていただくことは一番大事なことでないかと考え、改めて登壇させていただきましたことをおわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 中央要請についてということでございます。

キビ・甘藷についての陳情内容を聞きたいということでしたが、中央要請ということにつきましては、平成30年の11月13日に種子島地区キビ甘藷振興会連絡協議会役員1市2町の首町、議長、種子屋久農協の理事など、県議会議員1名を含め要請活動を行っております。

その内容につきましては、特に種子島のサトウキビ生産振興等に関する要請書として要請をしてまいりました。

その内容につきましては、甘味資源作物の生産基盤が永続的に維持できるよう、現行の糖価調整制度を堅持し、生産者が意欲と希望を持って再生産が可能になるよう、各地域の実情に応じた交付金確保に必要な予算措置を講じること。

サトウキビ増産基金については、台風等気象災害からの早期回復を図るため、基金の財源確保と継続を図ること。

サトウキビ生産振興対策につきましては、まず、サトウキビ増産計画の確実な実施に向けた支援策を講じること。

サトウキビの生産性向上と安定的生産を確保するため、機械化に対応した区画整理、農道改良や土層改良などの生産基盤整備に長期的な支援策を講じること。

サトウキビの生産性向上を図るため、ケーンハーベスタ等の高性能機械や株出し管理機などを整備するサトウキビ農業機械等リース支援事業の予算を確保すること。

国や県の取り組みもあり、鳥獣被害は減少傾向にあるものの、いまだにシカによる食害が出るなど生産減少の一因となっており、今なお苦悩する生産者が多いことから、引き続き被害防止対策支援を講じること。

製糖企業の地域経済における重要な役割を考慮し安定操業を行う対策費の拡充・強化を行うこと。また、老朽化の著しい製造設備の機能向上などに向け継続的な支援策を講じること。

担い手の観点から農業次世代人材投資資金については、新規に就農する農業後継者でも活用しやすい制度となるよう交付要件の柔軟な運用を行うこと。

台風の常襲地帯である離島においては、ここ数年の単収低下により基準単収が低下していることから、サトウキビ生産者の経営安定と再生産を確保するため、サトウキビ共済の基準単収を再生産可能な水準とする制度の見直しを図ること。

生産者の高齢化などによる労働力不足に対応するため、離島における外部からの労働者を受け入れるための体制整備の支援を講じること。

以上が、要請内容となっているところでございます。

また、先ほど永瀆議員の答弁にもありましたように、昨年度は、国・県など関係機関に対して現地視察、意見交換会などを開催していただき、その中でも要請活動を行っているところでございます。

特に本町では、議会の皆様の御理解をいただいて、サトウキビ支援の予算を前年度は組ましていただいておりましたので、県のほうにも、町単独でやっています、ということで県のほうにも何らかの措置をお願いできないかというようなことの対応も直接知事のほうに現地をお願いをしたところでございます。

また、そのほかの要請活動という中では、農協等関係団体なども要請活動を行っているようでございます。また、農政連の農民政治連盟も同じような活動をあわせて一緒に行っているようでございます。

内容につきましては、各団体にお問い合わせをいただければと思います。

ここには当然のことながら、農水省本省地域作物課の事務所というのはそう広くございませんので、会議室をお借りしての要請活動となったところでございますが、農水省地域作物課はもとより、先ほどございました共済の関連もございましたので、農業共済担当課の職員、そして、財務省からも出席をいただき、要請活動を行ってきたところでございます。

詳しい内容につきましては、また担当課のほうにお越しいただければ、より一層詳しく説明ができるものかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） 1 番 浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） どうありがとうございます。

国においても、当然のことながら私どものことを思いまして、いろんな基金事業やら、あるいは増産事業、大変な国内においても大変な時期、また国外においても大変な時期に、こういったたくさんの方々の事業を私どもに持ち込んでいただくことには心より感謝申し上げます。

そのおかげで、もちろんこの種子島のキビあるいはイモにしましても、私ども農家が日々努力しているということは大変改めて感じるところです。

ただ、結局私が申し上げたいのは、やはり交付金のことです。

国が、国の事情というのは、よくわかるような気もいたします。当然です。

町長も、それに当然協力をして国の力を存分にいただきながら、この調整をやっていくという上では、国にある面逆らうということはとても無理なことかということも、何となくわかる気もします。

しかしながら、前回の6月定例会の折にも、皆さん方に示しましたように、平成10年、20年、平成30年、それぞれに19年度から品目別経営安定事業が始まっておりますけれども、平成10年には甘藷がこれは交付金ではありませんけれども、生産価格1,200円、平成30年には1,325円。この間、若干の増減はありましても125円増えているだけです。

サトウキビにしましても、平成10年、生産者価格は1万9,780円。平成30年には、13.1の段階ですけれども、2万166円、10年前と386円の差です。もちろんこの間に増減はあったようです。

これまでに、やはり自分が思うには、前回大幅アップというのを掲げてしまったのですけれども、この今の 125 円あるいは 300 数十円に対しての大幅アップのことでして、これが 3 桁ですから、私どもはせめて 4 桁中盤あるいは、その前半の数字のアップが欲しいというのは実情です。やはり農家には、これまで燃料も大分 20 年前からすると上がっておりますし、最低賃金もはるかに上がっています。それに加え、機械化が進んで各農家のいろんな取り組み方も違ってきておりますし、各農家のやる気というものが町長の答弁の中にもありましたが、意欲とやる気、これこそが今農家に絶対必要なことだと思うわけです。

この交付金に対して、いま一度、町長の考えを伺いたいと思いますが、すみません。よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要請活動を強く要請して交付金が上がるようであれば我々も要請していきたいと思えます。

○議長（徳永留夫君） 1 番 浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君）再度質問をやり直させていただきます。

その交付金のやはりアップという面で、考えを聞きたいと思えます。

私の言う、例えば 4 桁あたりの数字に対してはどうですかという考えです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 4 桁であろうが 5 桁であろうが、上がるものであればお願いをする必要性はあると思えます。

○議長（徳永留夫君） 1 番 浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） 町長の最初の答弁の中で陳情しているように伺いましたけども、その中には、こういったことはどの程度含まれているのでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 交付金を上げてください、という農家の意見も多ございますというようなことで話をさせていただいております。

いくら上げてくれということではなく、現状としては前回の質問でも話をさせていただきましたが、簡単に言いますと、交付金事業、交付金自体は、当然トン当たり、今 1 万 6,000 円代ですので、これが 2 万円になる。仮に 4,000 円上がるとします。1 万 6,000 円弱だと思えますが、4,000 円仮に 1 万 6,000 円として 4,000 円上がるとします。そうしますと、2 万 4,000 円のトン当たり収入になる計算ですけれども、それ以上に上がってくればありがたいことだと私も当然思えますし、ただ、この要請活動の中で県ともすり合わせをしながら、今後どのような要請をしていくのかということを考えてときに、ただ単に交付金を上げてくださいという、その 1 本だけ絞って要請活動してくれというのは、ちょっと無理がある話でございまして、その中にはそういう声もありますから、やはり何らかの形でそれに対応できるような策をとってもらえませんか。というお願いはしておるつもりでございまして、永濱議員の中でも説明させていただきましたように、低糖度対策として、補正予算を組んでいただいたりとか、各種事業、基金事業もこれは時限立法でございまして、これを継続してくださいというお願いもし

てきました。それも継続されております。ですから、そういった各種補助事業は要らないので、例えば、今の1万6,000万円を2万円に上げてくれないかというような交渉はできるかもしれませんが、現実的には、単収を上げる、農家のやる気を引き起こすという点では、まず自分たちがしないといけないことは、これだけのお金をつぎ込んでもらっている中で単収が上がってこない。その原因は何なのかということをもまずは突き詰めて、考えて、これに対しての施策を打っていく。その施策に対して補助事業というか、国からの助成をもらう、そういうような考え方でやっていくのが基本的で、この事業の進め方ではないかなというふうに考えているところでございます。

当然、要請の一部の中には、交付金自体の値上げもお願いもしますし、糖度帯の問題もございます。

そういったところもお願いしますが、要請書の中にそれを明記して提出するというのはいかがなものかなというように考えております。考え方としては、単収を上げる、これだけの基金事業を使い、土づくりをなささい、土壌改良、いろんなことをやっていますので、こういったところで単収が上がってこないのは、なぜですかということをやはり国からも厳しく言われるところもあります。県からも言われるところもあります。

そういった中で、農家の皆さんのやる気を起こして、そして単収を上げていくためには、どうすればいいのかということは今我々が考える必要があって、即交付金を上げる必要性があるというところに正直結びついていない。というのが私の考えなので、上がる分は構わないと思いますし、そういったところで話の中で、我々ももう少し交付金という話はしないわけではないです。

ですが、根本的には交付金の値上げ以上に、様々な補助事業を使って、今このキビ・甘藷というものは生産されている。ということをお理解いただくと、そこら辺、我々がそれを一つだけ、交付金を値上げしてくれということだけ、一つだけを挙げて要請活動ができない部分というのは御理解いただけるのではないかなというふうに考えております。

交付金を上げて単収が3トン4トンだったら何もならんわけですよ。

そこをやっぱり我々は考えていって、農政としてしっかり本町の基幹産業、そして、農業の町としては考えていく必要がある部分であるというふうな認識の観点で前回も今回も発言をさせていただいております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 1番 浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君）確かに、町長のおっしゃるように単収を上げて、そして、そのやる気というのを当然国に認めてもらってというのは当たり前なことだと一応思います。

国に対しても改めて深く感謝もしております。しかしながらですね。昨年度の実績見ますと、中種子に806戸のサトウキビ生産農家があります。その中で7トン500以上が、89戸、11%、8トン以上は、20戸、2.何%です。

これをその上げるということは、単収を、とても困難なような気がしてならないんですけども、例えば、町長はその主要業務といいますか、そういったところ

に、どういった指導をお願いしているんですか。こういう質問でよろしいですか。その指導業務というものはどういうふうなことをやってらっしゃいますか。単収を上げる。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 単収を上げるために国や県の事業を使いながら、どんなことやっているのかということの御質問でいいかと思いますが、やはり土づくりであったり、高齢化による人手不足、そういったものに対する機械化、作付けから収穫までの機械化、精脱もそうですし、そういったことがいろいろやってこられております。

ところが今、議員がおっしゃるように、ここ数年、一昔までは平均単収はもともと高かったと思います。それがなぜこうなっているのかということをお考えますと、やはり畑のほ場整備終了後、相当数期間たっています。

単収が上がれば上がるだけ、やはり土の栄養分等も減ってきている、土の地力が落ちてきている、そういったこともありますし、そういったところを、今改善していく。また、耕作道路等が狭隘なために、サトウキビの大型運搬車が入っていけないようなところが、もう耕作放棄地になっている。その道がしっかりできれば、まだ作付面積を増やせる、そういったところもあるということで、また、躍動中種子という事業で耕作道路であったり、補助の各整備を時間がちょっと年数はかかりますが、可能ところから進めていく事業を今計画しておるところでございます。

また、土づくりという観点から、今まで基金事業の土壌土層改良事業等では、やはりその適期な土づくりができずに、結局適期に植えつける時期を逃してしまう農家が多く見受けられるということで、そこら辺の改善策はないかということで、今県・町そしてJA等ともしっかり協議をしながら、いわゆる堆肥の効率的な農家の利用が可能な状況を作り出す必要があるだろうということで今、調査研究をしているところでございます。

あと、やはりどうしても各振興会の皆様にもそうなんですが、特に機械刈りで欠株が多くなってきているというようなことも含めて、丁寧な刈り取り作業がやはり基本であるというようなことで、前年度からは、新光糖業が刈り取りハーベスターの刃を研いで変えるように便利な体制づくりを整えるというようなことをやっていただいたり、欠株防止のための手段とかそういったこともいろいろ考えて各関連、関係機関と検討しながら進めているところでございます。以上です。

あと、「はるのおうぎ」という新品種、これも品種の登録認定までには、ちょっと時間がかかるようでしたが、ここら辺に関しても要請の中で、早期に登録認定をしていただいて、少しでもキビ農家の単収が上がるようであれば、少しでも早くそれを急いでくれというような要請活動もやったところでございます。以上です。

○議長（徳永留夫君） 1番 浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 今後とも、ぜひとも増収あるいは、品質向上に向けた努力をぜひどんどんやってもらいたいと思います。

私どもも当然大いに協力しますし、どっからでも私たちに頼りにしてもいいというふうな考えを持っております。ただ、どうしても納得いかないのは、町長は、町民あるいは一農家から1番近い代表だと思ふんです。長だと思ふんです。国は確かにはるかに上からおりてきます。でも私たちにとって1番近いのは町長です。

その町長が、私たちの生活の向上というのを考えて、もしいただければ、もちろん考えていらっしゃると思いますけども、やはり、交付金というのに遠慮しないで、もう少し何か足を踏み出すような言葉をいただけたらなというふうな考えを持っているんですけども、これ以上別に二度も三度も言う必要はないだろうと思いますから、一応、これでやめます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然のことながら、中種子町は農業の町であるという認識はもう間違いないです。私もそう思っております。なので、様々な施策、昨年一昨年もそういった対策、そういったものにも議員の皆様方にも理解をいただいて、町単独での事業もやっております。

その交付金を何でもう少し、町民のために町長なんだから動かないかっていう、簡単に言えば、そういう浦邊議員の話だったと思いますが、そこはまた議員も農林水産課のほうに来ていただいて、課長からもしっかり説明を聞いていただいて、そういったことも含めて、どの程度、その国から今事業的に予算ももらっているのか、そういったことも含めてさまざまな形から、町長は、農家のために交付金を上げるお願いはしていますよ。

そういったことも要望が多い、そういったことも話もしています。何で積極的にやらないのかっていうと、それ以上に正直さっき話したような内容でございますので、これはサトウキビというのは、防災作物といいますか、台風が来ても単収は落ちるけど、いくらかの収入は、やはり残るわけですよ。オーギが単収ゼロだったってということはないわけでございます、でん粉用のカライモもそうです。

そういったところを含めて、種子島の広大な土地で作付けできるものっていうのはサトウキビ、でん粉用甘藷、そういったものが大きな面積を占めるということでございますので、そういったことに対して、国としても甘味資源を国独自で守っていくという姿勢は十分僕らもわかっている、様々なお願いを今までもしてきております。

そこら辺をできれば、今ちょっと時間がないので、本当は説明をさせていただければいいのですが、一つは2万円の単収トン2万円とした場合、1万6,000円は交付金、ザックとですけど4,000円が原料代という作物です。

だから何もしなくていいではなくて、僕らもそれが基幹産業というのはわかっていますから、いろんな策を練ってそれを下がり止めをする。ましてや基金事業に関しては時限立法、再度継続させる。そういったことを今一生懸命やっているわけなんです。

だから、農家の皆さん、サトウキビ農家の皆さんの声、簡単だと思いますよ。交付金を上げてくれというのは、簡単な要請だと思ふんです。

その簡単というのは、簡単な要請なので何でそれをしないんだろうか、しているわけですよ。その交付金を上げるよう、ていうのも書き方によっては生活困窮にならない程度の交付金の支給とか何とか、言葉を作っていく必要性があるので、これは適切な発言がどうかなのかわかりませんが、そこら辺を、せつかく浦邊議員も議会議員に当選され、しっかりそれまで勉強されてきたとは思いますが、国は距離が遠い、だけど町長は近いからではなく、やはり我々は我々で、行政として様々な要請を続けていきたいとは思っておりますし、そういった中で逆に浦邊議員を中心として、議会が一致となって陳情、要請書などと、そういったことも活動ができないわけではないと思いますので、町長が何で交付金を上げる要請ができないとかという単純なもう発想ではなく、もう少し踏み込んだところで、現実的なことで農家にフィードバックされるような施策を我々は要請していくことがいずれは、その交付金アップにもつながるかもしれませんし、交付金アップにつながらずとも、様々な施策の手助けを国から県から、そういったことの手助けをもらうような努力をしていく必要性はあると考えております。ということで御理解をいただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 1番 浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君）理解はしたいんです。確かに理解したいんです。交付金は上げるなんてことは、とても難しいことだというのは当然わかっておりますし、この質問をするなんて、というのも自分で思うときもあります。ありました。しかしながらですね。やっぱり最初も申し上げましたように、20年たっても何百円の差、キビもイモもこれを今確かにその計算というのは何かあるみたいですけども、その計算というのは、私たち生産農家というのを考えているのかなというふうな考えなんですけども、その質問はすいません。やはり自分が納得いかないのは、じゃ、いつになったらこの交付金は上がるんですか。という考えなんですけれども、これを町長にしてもしょうがないというのは当然わかります。

でも、そこで働いてくれるのが、私たちは町長だというふうにもどうしても飲み方の時になってしまうんですけれども、なぜなら種子島地区の糖振の会長でもあるわけですよ。

種子島、農業の島でもありますし、そこにキビも、その他いろんな作物もございましてけれども、そしてどれにしましても、各市町が一生懸命取り組んでいただいて、国からの事業も申し込んでいただいて、そして農家はやっているっていうのは、私たちも身にしみて十分感じてはいるんですけれども、この、キビ・イモの交付金だけはどうも納得いかないというのは自分の考えです。結局これ以上やってもしょうがないから、一応、私はやめますけれども、また勉強し直して来年くるかもしれません。

ただ、やはり思うんですけれども、もうすぐ消費税も上がりますし、そして世の中には働き方改革とか言って、他の職業・職種にはいろんな働き方の条件とかいろんなものが変わってきているんですけども、どうもこの農業だけがそういった分野を含めて、交付金の分野を含めて、取り残されているような気がして、自分はないんです。

今回はこれで一応、自分言いたい部分言ってしまったから、と言って悪いんですけども、私は必ずまた来年でできます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 毎回出てきてもらって、この質問されてもいいんですけども、やっぱり、あの例えば今、交付金が成り立っているシステムそれから交付金を決定している決定の仕方、当然のことながら、このT P Pの問題もありという中で、今、国は糖価調整制度というものを使ってですね。今まで輸入して、砂糖をつくる業者に課税調整金というのをもらったんですが、今度から例えばココアとか、糖分含んだものを輸入するものに関しても、それから調整金を取るんですね。それを交付金の根拠に持っていくというやり方をしております。ですので、T P P問題でもちょっと不安なところもあったりすると思うんですが、そういったところも何らかの措置をとることによって、それを埋めていく努力を国はしている現状でございます。

そういったところも含めて、特に僕らも国の肩を持つわけでも何でもございませぬ。上がる分だったらもう何ぼでも上がってもらって、オーギがどんどん4万も5万も上がれば、それはもうありがたいことでございます。

ただし、そういう訳にはいかないと思いますので、次の議会でも、またこの同じ質問されてもよろしいんですが、せっかく質問されるのであれば、もうちょっと踏み込んだところで、なぜ僕はこれを次も質問していただいてっていうのは、やはり農家の人にわかってもらうこと、議員の皆さんが浦邊議員が質問されて、それを僕らが答弁することで勉強すること、また浦邊議員も勉強してもらうことでわかってもらうことで、その声を農家に届けていただく。飲み方の時に、「なんで町長せんてろうかい」「じゃからや」じゃなくて、いやそれは違うんだとか、いやそれはこういう流れできてるからこうなんだとか、だからこうしないといけないんだよとかいうことを、やはりリーダーシップをとっていただくことも大切なことだと僕は思うので、そういった交付金の決定に至るまでの仕組み、その今国から出ているサトウキビに対する様々な交付金、他の事業に関する交付金、そういったものの総額を他の作物に比べた場合の比率、いろんなことを勉強されて、それを農家の皆さん方に当然今浦邊議員がおっしゃったように、頼んでもそう簡単にいく問題ではないという話も出ましたけども、簡単にいかない部分でも逆に浦邊委員は他の農家の皆さんから何で何回も質問しているのに上がらないんだよ。みたいなことを言われるかもしれません。

けどそこには理屈があっても、いろんなこと要素があつてのことですので、それは浦邊議員の責任でもなく、我々の責任でもない部分もあるかと思ひます。

そういったことをやはり農家に理解してもらって、先ほど申しましたように、単収反当たりのトン数が上がらないんだと、平均7トン以上は何人しかいないんだと。でも何人かいるわけですから、それ以上は絶対上がらないんだっていうわけではないと思ひます。今まで取れていたわけですから。

だから、そこにやはり農家の皆さんにやっぱり着目してもらってということが、本当に中種子町のこのサトウキビ・甘藷等を隆盛していくためには必要なことで

あって、逆に言うと、何度も言いますが交付金上げることはいいことなんです。上げるというお願いすることはいいことなんです、逆に我々、町も農家も単収を上げるためにはどうしようか、糖度を上げるためにはどうしようかっていう努力をやっぱり、やっぱり真剣に考えて、単収を上げ糖度上げていくことで後継者を作りやすくするっていう環境を声高々にやっていく必要性がまず、自らの手で農業を守っていくという強い、やはり意志をもって議員にも当たっていただきたいというふうに思いますし、そこら辺で様々な要望に関しては我々もできることは精いっぱいやっていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった観点からもぜひ農林水産課にも足を運んでいただき、問題点があった度に運んでいただき、対応また担当部署のほうでできるようなことがあれば、精一杯やりたいと思っておりますので、そこら辺はぜひとも御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（徳永留夫君） 1番 浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君）もう質問といいますか、やめるつもりでいたんですけど、また単収等に入ったもんですから、どうしてもこれには逆らいたいですけれども、過去、25年からですか。その合い中で、25年、違いました23年か22年度からですか、単収はどんどん落ちているわけですけども、25年にたまたま7トンくらいが1回あるだけ、後は6.5トン。もう何年たっていますか8年ですか。その成果がどうしても上がっていないというところに、私は何かちょっといらってるところはあるんです。

そんなに一生懸命やっているんでしたら、これまでいろんな作型があろうが、品種あろうが、大して変わってないはずなんです。というところで、すいません。以上であります。どうもありがとうございました。

もうやめたほうがいいです。

○議長（徳永留夫君） もう1回町長いいですか。町長。

○町長（田淵川寿広君） 私の思いが伝わってないということなのかわかりませんが、当然、台風であったり塩害であったり、葉の裂傷、それから、雪によってサトウキビが真っ白になった年もありました。

そういったところで単収が上がってない部分とかもあるんですが、今まで、いろんな策を講じて単収が上がってないのは、町長、あなたのせいでしょうみたいな、今の発言だったので、いや、それはおかしいと今思って、どうしても答弁をさせていただきかけたのは、やはりその何をどうすればいいのかっていうことは常に考えてやってきたつもりですが、やはりそれが農家の皆さんとのマッチングがうまくいってない部分もあったり、そういった事業に関して、農家への周知が足らなかつたり、いろんな問題点があったように感じています。

そこら辺は毎年改善をしていくべきだし、その事業に関しても有効な事業を活用していく必要があるというふうに感じるところでございます。

私も、就任してからずっとサトウキビの調子が悪いものですから、本当に非常に心苦しいところもあるんですが、逆反面、農家の皆さんも大変だと思うんですよ。

また、農家の皆さんにも、いま一度奮起をしていただいて、何とかともに頑張っていければというふうに考えているところでございます。

当然、浦邊議員もサトウキビは生産されていると思いますが、そういった中で出てくる問題点、そういったところに関してもどんどん行政のほうにこの一般質問の場ではなくてもいいですので、担当課のほうに投げかけていただいたり、相談をしていただいて、競うわけではないですよ。我々行政サイドと浦邊議員と競うわけではないので、共に意見を交換しながら、より良い方向に持っていく必要があるわけですから、反論とか何とかということではなくて、やはりこれはもう本当に中種子町の農業に関して言うと一大事というふうに認識をしております。

この低単収・低糖度に関しては、今みんなが知恵を出し合い、農家の皆さんも、そしてまた我々行政もヒアリングを行いながら、しっかり単収を上げ糖度を上げていくためには、どうしたほうが1番早いのか、どうしたほうがうまくいくのか、どうしたほうが農家の人に負担が少なくてそういった作業ができるのか。

そういったことを我々は考えていきたいというふうに思っておりますので、そういった意味では積極的に御意見や御要望、また、御尽力を賜ればというふうに考えているところでございます。

大変失礼な発言があったかもしれませんが、そういうことで理解をいただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 1番 浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 以上、終わります。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 次に7番 濱脇重樹君。

[7番 濱脇重樹君 登壇]

○7番（濱脇重樹君） 議長の許可を得ましたので、通告書のとおり町長に質問します。

超高齢化社会が進む中、共生協働による社会づくりの構築が求められています。高齢化社会において、老人クラブは地域の中核的な組織として貢献できる活動を行ってきていると思います。しかしながら、現状は非常に厳しく、老人クラブの組織の減少、さらに会員の減少の傾向に進んでいます。

様々な事業が増えてきており、単老の役員の皆様方に非常に大きな負担がかかってきていることも原因の一つではと思われます。

それでは、これも踏まえて質問に入りたいと思います。

最初に、昨年も同様の質問をしましたが、その後について伺います。

前回の質問で、申請書類の行事計画や予算書の提出書類の行事経過報告書や決算書の報告等の簡素化や負担軽減はできないものかの質問で、町長は、町老人クラブ連合会や町社会福祉協議会と十分に協議をしながら、負担の軽減に努めていくとの答弁でした。その後どういった協議をし、対策を講じてきたか伺います。

あとの質問は質問席から伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 老人クラブの助成事業ということで、前回の質問でのその後の協議内容、また対策についての御質問でございますが、各集落における単位老人クラブにおきましては加入促進運動やクラブの円滑な運営に日々取り組んでいただいている中で、補助金の申請・実績報告などの事務処理も対応していただいていることに対し、大変ありがたく感じているところでございます。

議員からありましたように、この申請書類の簡素化及び軽減につきましては、社会福祉協議会で事務処理を対応できないかというところで町のほうで協議をいたしました。社会福祉協議会の職員体制では、他の業務を抱えている中では難しいということで判断し、中種子町地域担当職員制度実施要綱を平成 30 年 7 月に改正し、地域担当職員の職務に老人クラブ補助金の申請・実績報告に係る書類作成支援を加え、平成 30 年度の実績報告から各単老の求めがあった場合は、職員が対応することとしました。

今年度の補助金申請についても、老人クラブ連合会総会の中で各会長さんに地域担当職員の配置の説明を行わせております。

これまで各単位老人クラブの会長さんには大変な御苦勞をお願いしていたところでございますが、担当職員による補助金申請関係の協力、また会員の減少やクラブ運営上、単老が抱える諸問題に対しても担当職員から所管課へしっかりつないでいく役割も担っていただきます。

単位老人クラブや町老人クラブ連合会の御意見御要望等も伺いながら、これまで地域を支えていただいている皆様方への支援を今後も継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7 番 濱脇重樹君。

○7 番（濱脇重樹君） 社会福祉協議会では対応職員が少なく対応できないという協議があったみたいです。

地域担当職員につきましては、書類作成の協力ということで配置していただき、早速の行動ありがとうございます。そして、この地域担当職員が十分に機能し、申請書類や提出書類の作成する前に積極的に連絡をとりながら、負担の軽減につながってもらえればと思います。

現在、老人クラブの組織は 1 番多かった 50 単老を頂点に 28 年が 28、29 年が 26、30 年が 25 団体と減少しています。そして、今年はさらに 2 つ減り 23 単老になりました。会員も大幅に減少しています。会員も昨年は 1,000 人弱ぐらいだった会員が現在は 860 名から 70 名になっているんじゃないかと思えます。

補助金の提出する報告書作成、地区の活動推進セミナーや地区スポーツ大会の参加、各講演会への参加、集落においても様々な事業があり、元気度アップやふれあい事業などの参加、体操教室や公民館の清掃と多くの事業を計画され実施されております。役員に非常に大きな負担がかかっているのも事実であります。

この組織が減少していることに対し、どうすれば軽減につながるのか、何かもう少し手助けはないものか。行政としてこれ以上できないものか、もしあれば答

弁いただきたいと思ひます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この地域担当職員が十分に機能するようということはもちろんのことながら、昨年そういう配置をしたところでごさひまして、これから本当に充実をさせていって機能していくようにさせる必要性はあるというふうにお思ひしております。

また、様々な事業等もごさひまして、本当に煩雑な事務処理も多くなつてきておるとお思ひますが、役場OB等にはなるべく老人クラブへの参加、そしてまた私が就任後、退職した職員に関しては特にそういった地域でのそういう活動に対する支援、そういったものも含めたもので地域に協力してほしひというお祈ひもしているところでごさひます。

様々な会合等々の中でも、まず老人クラブへの加入、そういったことも我々は推進していく必要があるのかなというふうにお思ひしております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 集落配置員と密に連絡をとり、少しでも今後もこれ以上に軽減できるようにお祈ひしたいと思ひます。

先ほど同僚議員からの質問の中でも、高齢者の視点に立って対策を考へているとの答弁もありました。私たちが中種子町も高齢化が非常に進んでおり、70歳以上40%と聞いてお祈ひしております。高齢者に寄り添った対策をお祈ひして、次の質問に入りたいと思ひます。

補助金の交付について伺ひます。

最初に、例年は補助金を1回で交付しているが、去年は2回に分けて支給しているが、その理由を、2回になった理由をお祈ひしたいと思ひます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 平成30年度の補助金交付につきましては、8月に概算払いで1回目の交付を行い、3月の実績報告を受け2回目の交付を行いました。

このことが補助金に係る事務処理を煩雑化し、各単位老人クラブの会長さんの負担を大きくすることになったことを深くお詫びを申し上げたいと思ひます。

平成30年度、このような形で交付した経緯といたしましては、平成30年2月の県長寿生きがい推進室から老人福祉費補助金に不適正な事務処理が判明し、補助金の返還が生じたことから、交付要綱の適正な把握・申請書などの複数確認などの適正な事務処理を行うこととの通知がごさひました。

本町においても県及び町の補助金交付要綱に沿った事業を進めるためにも概算払いと精算払いの2回に分けて交付することでより確実な執行の確認が図られ、返還という事案を発生させないことにつながるという判断で実施をしたところでごさひます。

2回目の交付が遅れた原因ということでごさひますが、各単位老人クラブからの実績報告が、

○7番（濱脇重樹君） その質問は、まだしていない。受けた理由だけしか、今質問していません。

- 町長（田淵川寿広君）　そういうことでございます。
- 議長（徳永留夫君）　7番　濱脇重樹君。
- 7番（濱脇重樹君）　様々な理由があって問題が生じて2回になったということですが。私はね2回に分けて支払うのが、どうのこうのと言っているわけではありません。ただ支払い時期といいますか、そういうのがもう少し考えてやるべきじゃなかったかなということで聞いたわけです。
- 続きまして、先ほど町長も言いました。
- 2回目の交付が遅れた理由について伺いたいと思います。
- 議長（徳永留夫君）　町長。
- 町長（田淵川寿広君）　2回目の交付が遅れた原因ということですが、各単位老人クラブから実績報告が整った時点で交付したため、支払いが4月になったところでございます。
- 3月中に総会を終える単老については決算等の会計処理が遅れることになったのではないかというふうに思います。今年度については御指摘を踏まえ、一昨年度までと同様に1回の交付として老人クラブ連合会の総会で御案内をさせていただいたところでございます。
- 先ほどの質問の答弁と重なりますが、これまで地域を支えていただいた老人クラブの会員皆様への支援、また役員をされる皆様方の負担が少しでも軽減されるように、いろいろな御意見を賜りながら努めていきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（徳永留夫君）　7番　濱脇重樹君。
- 7番（濱脇重樹君）　交付金の支払い日と書類提出期限日がわかれば教えてもらえませんか。
- 議長（徳永留夫君）　町長。
- 町長（田淵川寿広君）　担当課長に説明させます。
- 議長（徳永留夫君）　福祉環境課長。
- 福祉環境課長（上田勝博君）　補助金の申請につきましては、4月の総会において説明をさせていただいております。その後6月の老人クラブ理事会において補助金の申請を説明させていただいております。
- 7月に申請書のほうを提出をお願いをしております。この申請の期限につきましては、ちょっと確認をしておりますので、後もって回答させていただきたいと思っております。それから交付につきましては、8月の理事会において各単老のほうに補助金の交付をしてございます。
- 以上です。
- 議長（徳永留夫君）　7番　濱脇重樹君。
- 7番（濱脇重樹君）　この支払い日だけでいいですから、2回目と決算書の提出期限日と教えてください。
- 議長（徳永留夫君）　福祉環境課長。
- 福祉環境課長（上田勝博君）　30年度の実績でしょうか。
- 30年度につきましては、ちょっと書類を持ち合わせておりません。

後もって報告させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 私もあんまり確かではないんですけど、支払い日、おそらく8月9日と2回目が3月29日ぐらいじゃなかったかと、決算書の提出期限が恐らくはつきり私もわからない。それで聞いたんですけど、20日頃だったと思うんです。決算書の提出日が3月20日で、支払い日が3月29日ですね。

これ聞いて、町長どう思いますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ちょっと余りにも、拙速な時間帯というか日程じゃないかと思えますけど、はい。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） そういうことではなくて、決算書は3月20日に出しなさいてきたんですよ。大体で、日にちは多少違ってはいます。違ってはいるかもしれませんが、それで実際に支払われたのは29日ですよ。どうして決算書が出せるんですか、これ。そのことについて聞いてるんです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 2回目の交付が遅れた原因ということで、実績報告、決算書をつくる前の実績報告でよかったのかなとは思いますが、決算できなかつたという単老もあったと思います。そういった点ではそういう御指摘を踏まえて、今回31年度は1回でさせていただくということでやらさせていただいております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 私が昨年度からお願いしているのは、やっぱり簡素化と、負担の軽減にできないものかと。そういうことを質問しております。

質問してすぐ、こういうことがあったわけですよ。二重手間ですよ。入っていないのに決算書出すわけですが、おかしいでしょう。そういうことがないように簡素化とか負担軽減をしてくださというようにもお願い、6月議会で、昨年の。少しでもそれが負担軽減になるのではと質問したわけですよ。それがもう逆な結果が出てしまったものですから、この話を私はしているんです。決算書を2回作るわけですから、各団体で提出用と恐らく、会計さんといいますか会長さんは、自分のお金を出したり、見込みで書いたかわかりませんが、そういうのをなくして負担軽減ができないかということを私はもう再三お願いをしているところです。恐らく総会もできなかつたと思います。入金がないわけですから、決算書ができてないわけですから、見込みでしたところももちろんあると思います。できたところは立て替えて会計さんか会長が立て替えて恐らくしたと思いますので、そういうことが生じていますので、そういったことがないようにしてもらいたいと思います。何か。そのことに対してあります。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 質問があった年にこういう2回に分けてということで、大変困ったというようなことで、迷惑をかけたことに関してはお詫びを申し上げた

いと思います。

また、県の長寿生きがい推進室のほうからの指摘もあり、急遽そのような対応させていただいたところで、そこら辺の不手際も含め、老人クラブの皆さんには大変御迷惑をかけたということで思っております。

そういうことで今年度からは、そういうことがないように1回の交付として、また地域の担当職員制度の充実を図りながら、議員が当初質問であった負担軽減というところに向けて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 先ほどのですね、ついでに言いますけど、補助金の老人クラブへの補助金の内訳はですね。108万5,500円だったと思います。そのうち県が70万8,000円、町が37万7,500円。おそらく3分の2が県、約3分の1が町の負担になると思います。2回目に残っているのが、35万5,500円。約3分の1が町の負担ですから、12万ですよ。

負担額は、残りの金額負担が2回目の支払いが35万5,500円ですので、それを各負担金でわりますと3分の2が県、3分の1が町ですので、約12万が町の負担になります。この12万がもう大金ですけど、これが支給できなかったわけですよ。予算では、予算が十分に前もって早目に通っているはず金額です。それが12万払えなかったわけですよ。期日前に、普通でしたら3月の初めに全て払うんですけど、それができてなかったということで、ついでに資料準備したもので、内訳も説明しましたが、大きな金額といえば大きな金額、大した金額じゃないって言えば大した金額ではないかもしれませんが、金額にかかわらずそういったことがないようにお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

種子島中央体育館前の広場の改修について伺います。

種子島中央体育館の正面にある公園を多目的に利用できる広場として改修する考えはないか。伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中央体育館前の正面にある公園というのは、中央体育館から歩いて何歩かのところにある丸いところかと思いますが、これを多目的に利用できる広場として改修する考えはないかということなんですが、その多目的に利用できる広場のイメージというのが、ちょっと沸いてこないものですから、そこら辺を再度、もし詳しく説明していただければ。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 例えば農林漁業祭です。郷土芸能の披露する場所であったり、農産物の展示をしたり、もちろん駐車場にも使えてイベントも中でできるような、そういったものに改修すべきではないですかということを伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 駐車場利用の観点ということでは、隣の公園に相撲場があるところに公園があるので、緑地という考え方でいくと隣まで歩いていけばいいかなと。だけど、いろんなイベントのたびに駐車場がいっぱいになっている状況

を考えると、駐車場にはできないものかなというようなイメージは持っていました。

この中央運動公園でございますが、中種子町都市計画公園事業ということで、昭和 60 年から平成 10 年度にかけて整備事業実施しておりまして、平成元年度から一部供用が開始されており、多くの町民の皆様を初め町内外の皆様幅広く利用されているところでございます。

種子島中央体育館前にある施設ということですので、公園の修景施設として、小噴水地を設置して芝生・樹木が植栽されており、これは平成 10 年に完成しております。この施設につきましては、中種子中央運動公園の入り口部としてなるべく自然を損なわないよう、景観利便性を考慮して整備されているところでございます。

施設の状況としては公園施設長寿命化計画策定に伴う専門業者による健全度判定によりますと、噴水地の底盤等に経年による変色等は見られるものの比較的健全であるというふうに判断をされているところでございます。

噴水地など施設等につきましては、公園使用見込み期間内の長寿命化を図り施設の劣化や損傷が顕著になった時点での改修を予定をしておるところでございますが、老朽化や利用者ニーズの変化等を踏まえて再度面的に整備することは可能ではないかなというふうには考えているところでございます。

平成 27 年度に策定した中種子町運動公園長寿命化計画策定に伴う施設の健全度調査によりますと、A から D の 4 段階で B、比較的良と判定されており、体育館前駐車場は第 1 駐車場が、手前の体育館に入っていく手前、右下に御手洗がある駐車場、第 1 駐車場を含めて、必要台数を見込んで体育館前の約 87 台、うち身障者用 3 台を整備しているところでございます。

修景施設を全面駐車場に改修した場合、約 40 台確保できますが、該当集水施設等撤去費用含め、約工事費で 1,700 万程度、全面張り芝で多目的使用とした場合は 1,300 万程度、噴水池を残し張り芝とした場合は、駐車場が車 15 台確保できて工事で約 1,200 万程度の見込みが想定されるのではないかなというようなどころまでは、ちょっと研究しているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 7 番 濱脇重樹君。

○7 番（濱脇重樹君） 今の公園は、あまり機能してないというような、私は考えでおります。あそこを利用して何かしているのは見たことがありません。残念ですけど。だから、例えば農林漁業祭のとき、体育館の中では郷土芸能を披露しているのに、花火が先になって中には人はいないと。そういったことも以前はありました。だから難しく考えるのではなくて、単なる広場、コンクリートでもいいし、駐車場も兼務でするわけですから、全部じゃなくて内側だけでも、変えるとか、そういったふうになれば、利用価値も大変出てくると私は思うんですけど、今、向こうで中央体育館に行ってあそこで遊んでいるとか、休憩しているところは余り見たことはありません。恐らく、町長もそうだと思います。

だからもう少し、利用価値のある機能するような形のものが、私はいいのではないかと思ひましての質問ですけど、どうでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 前回、濱脇議員のほうからも町民体育祭の時は多目的広場を駐車場にとか意見をいただいておりますが、この公園の問題に関しましてはいろんな法律の問題、そういったものもございまして、早々に改修・改築、また、長寿命化計画、そういったものもございまして、今ここでどうするこうするというのは現状としてはできませんが、そういう有効利用をする必要性があるのではないかという御意見があったということで賜っておきたいと思っております。

○議長（徳永留夫君） 7番 濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 前回の質問で、駐車場の件も今町長が出ましたけど、多目的施設ですので、いろんな催しで使っても私はいいと思っております。同じものだけで使うのではなくてそういった形にすべきだと思います。

体育祭に、ついでに言いますが町長が言いましたので、体育祭に行っても、遠かとな。車も止めにでけんや。とかそういった高齢者の声もたくさん聞きます。そういった利用にすれば、参加者も農林漁業祭でも、ちょっとずれますけど、その体育祭にもまだいっぱい参加してくれると思います。そういうのも踏まえての改修はできないかという質問でした。

やっぱり町民がやっぱり利用しやすい参加しやすい施設であり、太陽の里であることを、希望して私の質問は終わりたいと思っております。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 14 時 50 分からとします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 45 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

-----○-----

日程第 6 各常任委員長報告

○議長（徳永留夫君） 日程第 6、「各常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、各常任委員会が調査した事件について、調査の経過と結果の報告を求めます。

まず総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、蓮子信二君。

[総務文教常任委員長 蓮子信二君 登壇]

○総務文教常任委員長（蓮子信二君） お疲れ様です。

ただいまから、所管事務調査について報告をいたします。

総務文教常任委員会が、令和元年第 2 回定例会において、所管事務調査の申し出をしていた事件「定住促進事業について」の調査の経過と結果について報告します。

当委員会は去る 7 月 23 日から 7 月 25 日までの日程で、佐賀県みやき町を調査

研究しました。

みやき町は、北部九州の佐賀県の東部、三養基郡に属し、佐賀市の東約 20 キロメートル、福岡市の南約 30 キロメートルの場所に位置する人口約 2 万 5,000 人の町です。北部は背振山の稜線をもって福岡県筑紫郡那珂川町と接し、南部は筑後川に面し、主に筑後川を挟んで福岡県久留米市と接しており、中南部は九州最大の穀倉地帯である佐賀平野の一角をなしています。

九州の大動脈である九州自動車道、長崎自動車道のそれぞれのインターにも近く、九州新幹線の新鳥栖駅、久留米駅へは十数分の距離であるとともに、近隣には J R の在来線である鹿児島本線、長崎本線の最寄りの駅も多数あります。また、福岡国際空港及び九州佐賀国際空港へも 1 時間圏内であり、町の南部は、私鉄の西鉄天神大牟田線の電車が走るなど、町全体が交通のアクセスに非常に恵まれています。

初めに、みやき町議会議長と副町長の挨拶の後、担当者から定住総合対策事業の取り組みの動機について説明を受けました。

みやき町は 2005 年、旧中原町、旧北茂安町、旧三根町の合併当時は、人口 27,157 人でしたが、国立社会保障人口問題研究所が発表した推計人口では、2,040 年には 2 万人を下回るという衝撃的な発表がありました。

町では、人口減少は町民生活の活力の低下を招くだけでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にもかかわる深刻な問題であると認識し、平成 24 年から定住総合対策事業に取り組み、平成 25 年にはみやき町定住総合対策基本計画を策定しました。

平成 24 年 9 月の子育て支援のまち宣言に続き、平成 27 年 9 月には健康長寿のまち宣言を行い、みやき町に笑顔があふれる長寿の町を目指していく決意をしたところです。

また、みやき町定住総合対策事業については、「住宅支援」「子育て支援」「健康づくり支援」「女性活動・町民協働支援」「教育支援」「防災対策」「安全安心まちづくり支援」の七つを重点事項と位置づけました。

平成 20 年 4 月に定住に特化した担当課として、まちづくり課が設置され、人口減少に歯止めをかけるため、総合計画に定住対策を推進するための基本戦略や具体的な取り組みを示すみやき町定住総合対策計画を策定しています。

計画には、住宅対策、産業雇用対策、子育て世帯・高齢者世帯対策など六つの項目に整理し、定住対策の重点プロジェクトとして、「定住の基本条件の整備」「定住の促進条件の整備」「推進体制の整備」と大きく三つ掲げ、その内容を定住総合対策の実施計画として策定しております。

平成 25 年 2 月に策定した第 1 次計画は、平成 28 年度までとなっており、実施計画 125 項目中、議会からの提言も 42 項目あります。

28 年度末において、実績として 90 事業が実施中、4 事業が実施済みとなっており定住促進対策が図られております。

第 2 次計画は、平成 29 年から令和 3 年度の 5 カ年計画であり、147 項目中、議会からの提言を受けた項目が 50 項目あり、令和元年度末に中間年が経過する

ため中間検証を行う予定とのことです。

主な住宅対策として、町営住宅については住宅に困窮する低所得者に対して住宅を供給しています。これに対し、地域優良賃貸住宅は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯へ良好な住宅供給を促進することを目的としています。

町営住宅と地域優良賃貸住宅の違いは、公営住宅は所得が 15 万 8,000 円以下の低所得者であり、所得が 15 万 8,000 円を超え、48 万 7,000 円以下の中堅層の世帯対象が地域優良賃貸住宅となっています。

住宅を整備する手法として P F I 方式を採用するに当たり、先進事例を調査研究した結果、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力が活用でき、全体事業のリスク管理が効率的に行われ、設計、建設、維持管理、運営を一体的に扱うことにより、事業コストの削減ができることがわかり、町としての質の高い公共サービスが提供された上にコストの削減が図られました。

また、合併時に 300 人いた職員も現在 100 人減っており、今後、住宅を建設していくに当たり、施設の維持管理をする職員の不足が予測されるため、指定管理者制度による質の高い維持管理ができる P F I 方式を採用しています。

その第 1 弾として、P F I 方式の集合住宅として、平成 25 年度に苺館、5 階建て 24 戸を建設、ユニバーサルデザインに配慮し、児童遊園の設置や太陽光発電など民間からの提案によって採用しています。平成 26 年には、第 2 弾のトマト館、5 階建て 24 戸、平成 27 年度には、第 3 弾のオリーブ館、5 階建て 3 棟 59 戸、平成 29 年度には、第 4 弾のひまわり館、5 階建て 2 棟 4 5 戸の計 7 棟、152 戸を整備し、住民のニーズに対応しています。

また、空き地・空き家対策として、平成 29 年度で全国で初めて木造 2 階建ての戸建賃貸住宅を 3 カ所に 10 戸建設、今年度は、戸建て P F I 方式の第 2 弾として、町内の 4 カ所に 21 戸を整備し、令和 2 年 4 月から入居開始の予定です。

このように公民連携により行ってきた結果、民間による住宅の分譲、商業施設の誘致、企業誘致による若者の職場確保など好循環が生まれ地域活性化につながっています。

住宅整備のほかに、公共下水道の未整備地区に P F I 方式で合併浄化槽を平成 28 年 4 月から 10 年間で 1,500 基を完備し定住促進につなげています。

このほか空き家対策として、利活用の際に要する改修費用について、国の各種補助事業を活用し、空き家の活性化や将来の地域づくりに寄与することを目的に、滞在体験施設や交流施設等として、改修にかかる経費の 3 分の 2 以内の額を 800 万円を上限として補助し、平成 30 年度 1 件の実績があります。

次に、空き家のリフォーム促進事業補助金については、3 年以上の空き家をリフォームして居住していただく場合、改修にかかる経費の 2 分の 1 以内の額、上限を 50 万円として補助し、平成 30 年の実績は 3 件です。

定住促進奨励金については、町内に住宅を取得して 3 年以上定住される新築の方に、転入で基本額 20 万円、転居で 10 万円、加算金として子育て世帯で中学生以下の人数×10 万円、3 世代同居で 10 万円、地区要件として 40 世帯未満の地

区に建てた場合は 20 万円の加算で、限度額を 70 万円としています。

その結果、平成 27 年度から平成 30 年度までに転入で 134 件、転居で 105 件、合計 239 件、827 名の転出を食いとめ、人口増加につなげています。

このほか、子育て支援のまちづくりとして、町内小中学校の普通教室全室と特別教室に冷暖房施設の整備、全ての教室に電子黒板、児童生徒用タブレット端末を導入し、ICT教育の実施や学校給食の完全無償化、NPO法人との公民連携による子育てサポート事業を推進し、子育て世代が住みたいまちづくりを目指し施策を進めています。

取り組みの概要説明の後、本町から事前に提出していた質問事項に回答する形での説明を受けました。

主なものとして、事業を行う上での財源等の活用は。に対し、PFI 事業については、国の社会資本整備総合交付金を活用、重点配分ということで、要望額に近い配分がなされ、補助率は整備費の 45% になっています。との回答。

行政内部の推進体制は。に対し、全国地域 PFI 協会とアドバイザー契約を結び、議員、職員、商工会、町内事業所の皆さんに、PFI とは何かということ研修していただき、その中でまちづくり課が窓口になって対応しています。との回答。

官民リスクはどのようなものがあるか。に対し、事業の募集要項を公表しており、その中に官民のリスク分担表を記載しています。例えば、税制度等関係リスク、天災等による不可抗力のリスクなど、どちらがリスクを負担するのか募集要項等に掲載しています。との回答。

PFI 方式による住環境整備を目的としたユニバーサルタウン構想について。には、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政の平準化を図りつつ、子育て世代を主軸とした中堅所得者向けの定住促進住宅を整備し、快適な住まいの環境を創出し、本町の定住人口の増加、地域活性化を図っています。との回答。

以上で説明を終わり、質疑に入り、高校生の転出、就職状況等について。には、卒業後、地元に住んで働く場の確保のために、企業誘致に取り組んでいます。2 年前大きい会社の企業誘致に成功しています。また、工業団地を整備して昨年度 1 社の進出がありました。まちづくり課設置以前は、企業が来ても、そんな紹介できる土地はないですよ。というスタンスだったが、今は話があれば、こういう場所があるので 3 年程度待ついただければ頑張りますのでどうですか。というように形で前向きにアプローチをかけています。との回答。

今回の調査において、みやき町は大変立地条件がよく、その上、ふるさと納税による多額の寄附金収入で財政的にも余裕があり、集合住宅整備や子育て支援など各種の定住促進事業が展開されています。

本町においても、離島というハンディを抱える中、ハード面では参考にするのは難しいが、子育て支援では参考にできることから行政と一体となり、人口減少対策に取り組んでいくことが重要であるとの委員全体の一致した意見でした。

以上で、調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） 次に、産業厚生常任委員長、永瀆一則君。

[産業厚生常任委員長 永瀆一則君 登壇]

○産業厚生常任委員長（永瀆一則君） お疲れ様です。

産業厚生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

産業厚生常任委員会が令和元年第2回定例会において、所管事務調査の申し出をしておりました「高齢者支援について」の調査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は去る7月16日から18人までの日程で、奈良県川上村のふれあいセンターを訪ね、高齢者支援について調査研修いたしました。

川上村は、奈良県南東部の吉野川源流域に位置し、500年以上続く吉野杉の産地として知られています。740ヘクタール、東京ドーム170個分の広さの原生林を所有し、村内に二つのダムが存在をしています。

人口約1,313人、面積は中種子町のほぼ2倍の269.26キロ平方メートル、高齢化率は57%で、昨年の中核市人口研究所の発表では、現在の人口が25年後には270人になり、今の状態では村が消滅してしまうということで一念発起し、4年前の7月に、地域運営組織「一般社団法人かわかみライフ」という組織を立ち上げました。

この組織のスタッフは、全員村に住むIターン者を含む総勢26名の若者から中年にかけての村人です。村民の手となり足となって、交流・安否確認・情報収集などを兼ねた移動販売と宅配サービスを始めました。

移動販売は、提携したスーパーで食材を積み込み、売れ残った食材は返品し、売上げの歩合で手数料をもらう仕組みで、四季によっては温かいもの、冷たいものを用意し、品ぞろえも豊富でありました。

2台の販売車で1週間をかけて26地区60カ所を回り、また同時に、村職員である看護師と歯科衛生士が同行し、買い物に訪れた高齢者の健康状態のチェックや体調管理のアドバイスをしていました。

こうして出向くことで得た情報は日報に記載し、村役場はもちろん社会福祉協議会や診療所、民生委員などと共有することで、暮らしの中から医療・介護・予防・支援とつなげています。地域の力を総動員した小さな村ならではの地域包括ケアとも言える取り組みでありました。

また、宅配事業は、最初は生協から注文をいただいた家庭へ日用品などを配達していましたが、今まではさまざまな配達にかかわる業者と多岐にわたり提携をし、配達業務を行っていました。このことにより、宅配業者は経費節減、かわかみライフは仕事がふえてもうかる、お互いにウィンウィンの関係であると話していました。

ほかにも、この組織は生活の最重要必需品であるガソリンスタンドを県内初公設民営でオープンさせました。

このかわかみライフは、設立4年目にして、年間売上げがこの小さな村で1億8,000万ということでした。

また、川上村独自の政策としましては、川上村まち・ひと・しごと創生総合戦

略、川上 ing 作戦と銘打って、最低でも年間 3 世帯の受け入れを目指しています。この 5 年間で 23 世帯 57 名、うち子ども 17 名の誘致実績があり、安心して妊娠出産できる環境、一人一人の個性や学力に応じた細やかな教育、地域ぐるみのふるさと教育などを通じて子どもをふやし、村の存続に村を挙げて取り組んでいる姿が印象的でした。

また仕事では、起業、創業の応援、近隣市町村での就職先紹介など、村内の仕事に関するあらゆるサポートなど、総合的なアドバイスをしていました。

一方では、村人の通院や買い物など、村民の足となることを目的に平成 21 年から運行が始まったバスは、ことし 10 周年を迎えました。利用者の意見を常に取り入れながら、改正に改正を重ね、平成 27 年の奈良交通の廃止に伴って、大規模編成を行い、村外への通院、通学、買い物など移動手段としての重要度は一層高まり、利用者数は、昨年 1 万人を突破したとのことでした。

次に、質問に入り主なものは次のとおりでした。

移動販売車に看護師が同行するということですが、毎日同行するのか。に対し、土日が休みで祝日は営業しています。例えば、住民診断とかがん検診は、役場の事業としっかり連携して病院まで連れて行ったりしているということです。

役場の若手職員などの勉強会を通じてかわかみライフ設立に至ったと思うが、設立後、順調に運営がなされているように思う。今現在、若手職員が何を目的にやっているのか。に対し、各集落の人口に対し、民生委員、ヘルパーなど地域を支えている人が何人いるかなどを調べてみると格差があることに気づき、格差の是正など、どうしたらみんなが平等な生活が送れるか日々勉強中である。とのことでした。

自分で運転をして買い物に行ける人がどうして移動販売車を使うのか。に対し、高齢者の自動車事故が問題視されている中、安全に買い物ができる、自分への投資であるとの思いと、会話、親交、情報交換の場で楽しみながら買い物している。とのことでした。

以前、テレビ放送で川上村が特集されていたが、夕方ちょうちんに明かりが付くと高齢者が集まって寄り合いをする場面があり、ちょうちんに灯がつくのが楽しみとのインタビューの声があったが。に対し、この待合所は自分たちで作り、移動販売が来るまでに語らいながら待ち、買い物を終わっても、またそこで語らいながら遊ぶ憩いの場である。ということでした。

移動販売車、宅配車それぞれ 2 台ずつありますが、これは国県それぞれどのくらいの助成をいただいているものか。に対し、立ち上げの 4 年前、地方創生の交付金先行型で提案し、プレゼンして全国 1,700 の候補から先刻的事例ということで認められ、100% 国からの支援ということでした。

以上で質疑を終え、まとめとして、この小さな村の生き残りをかけた取り組みは、村役場はもちろんのこと、社団法人かわかみライフの専務理事である役場職員の地域振興課長の発想と行動力には、目をみはるものがありました。

いずれ我々のところも、このような高齢者支援をすべきではないかとの委員全員の意見でありました。

以上、調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第 7 報告第 2 号 平成30年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（徳永留夫君） 日程第 7、報告第 2 号、「平成30年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 報告第 2 号について説明いたします。

地方財政健全化法により、地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政健全化比率の指標について毎年公表することになっており、一つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。

また公営企業についても資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は 10.1%で前年度に比べ 1.0 ポイント増加。

将来負担比率は、27.6%で前年度に比べ 5.1 ポイント増加しております。

いずれの指標も現時点では、早期健全化基準を下回っている状況です。

今後も財政指標に留意しながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。監査委員の意見書とあわせて報告させていただきます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第 8 議案第 38 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 8、議案第 38 号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第 38 号について説明いたします。

議案第 38 号から議案第 40 号及び議案第 44 号に関係がありますので、会計年度任用職員制度についてまず御説明いたします。

政府の進める働き方改革により、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成 29 年に公布され、会計年度任用職員制度が創設されました。

この制度は、現在、臨時・嘱託職員として任用されている職員について、現状において地方行政の重要な担い手となっていることから、適正な任用、勤務条件を確保することを目的とするものでございます。

新地方公務員法第 24 条では、職務給の原則、均衡の原則が規定されており、給与・手当等を適正に支給することが求められております。

主な内容につきましては、現状の第 1 種臨時職員・パート職員を、パートタイム会計年度任用職員、第 2 種臨時職員・嘱託職員を、フルタイム会計任用職員と位置づけ、行政職給料表により給料報酬を支給し、また期末手当、通勤手当、退職手当など各種手当を条件により支給することとされております。また、給料報酬につきましては一定の範囲内において毎年昇給することとなります。

なお、会計年度任用職員は地方公務員の位置づけとなりますことから、服務規程・懲戒処分・分限処分の対象職員となります。

この制度の導入に伴い、議案第 38 号では、育児休業期間中の職員に対する期末手当の支給についてフルタイム会計年度任用職員を新たに対象に加え、パートタイム会計年度任用職員については対象から除外する改正でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 39 号 中種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、議案第 39 号、「中種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 39 号について説明いたします。

議案第 38 号と同様に、会計年度任用職員制度導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、地方公務員法第 58 条の 2 の規定により行う人事行政の運営状況の公表について、対象職員にフルタイム会計年度任用職員を追加するも

のでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 中種子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第10、議案第40号、「中種子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第40号について説明いたします。

議案第 38 号、39 号と同様に、会計年度任用職員制度導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員に対しましても職員同様に懲戒分限の対象となることから、それに伴い所要の改正をするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第41号 中種子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を

改正する条例

- 議長（徳永留夫君） 日程第11、議案第41号、「中種子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第41号について説明いたします。

条例で規定することで、使用後の積立金を資本金に組み入れることが決算時に処理できるよう改正を行うものでございます。

以上よろしく願いいたします。

- 議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 中種子町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（徳永留夫君） 日程第12、議案第42号、「中種子町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第42号について説明いたします。

10月1日から増税されます消費税につきまして、消費税率が明記されております中種子町立中央公民館の設置及び管理に関する条例ほか13条について、消費税率を8%から10%へ改正するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

- 議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第43号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第13、議案第43号、「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第43号について説明いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、女性活躍推進法の観点から、申請をした方に限り住民票や個人番号カード、印鑑証明書に旧氏を併記することを併認とするため、所要の改正を行うものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第44号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

○議長（徳永留夫君） 日程第14、議案第44号、「中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第44号について説明いたします。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給料、報酬、各種手当の支給等について、新たに条例を制定するものでございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 15 時 40 分からとします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 32 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

-----○-----

日程第 15 議案第 45 号 令和元年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について

○議長（徳永留夫君） 日程第 15、議案第 45 号、「令和元年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について御説明申し上げます。

繰越欠損金の一部を資本金から補填するため、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定により議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第46号 マイクロバス購入契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第46号、「マイクロバス購入契約について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第46号について説明いたします。

現在、中央体育館にはマイクロバスが1台配備されております。

このマイクロバスは社会福祉協議会配置車の新規購入に伴い、平成21年に配置転換を行い現在活用されておりますが、合宿誘致などにおいて現在の台数ではピストン輸送にならざるを得ず、送迎に時間がかかったり、またスポーツクラブや町行事などにおいても、送迎が重複する場面もあり、その手配に苦慮している状態であります。

既存のマイクロバスと今回購入の2台体制をとり、島内外から訪れる利用者の送迎体制を強化することで、スポーツ合宿などの誘致推進を図られることはもちろんですが、宿泊先への送迎も可能になることにより、地元商店街等の振興にも寄与することから今回新規購入するものでございます。

契約金額が814万円、契約の相手方、中種子町野間16,910番地。株式会社三和自動車整備工場、代表取締役浦門哲也でございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 何社での指名競争入札でしたか。

それから何人乗りでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（園田俊一君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

入札に関しましては、8社でございました。そのうち1社が辞退をしております。ですので7社での入札になっております。

マイクロバスにつきましては、29人乗りのマイクロバスになってございます。既存の町のマイクロバスと同じ人数ということになってございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第47号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（徳永留夫君） 日程第17、議案第47号、「令和元年度中種子町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第47号について説明いたします。

今回の補正は、普通交付税及び国県支出金の交付決定内示による調整と、6月補正予算以降必要となった経費の追加、事業量の増減に伴う調整が主なものです。まずは歳出予算から御説明をいたします。

総務費は、ふるさと応援基金積立金の増額と町路線バス運行事業補助金の追加。民生費は、前年度国県支出金等、前年度精算金と10月から始まる幼児教育保育無償化に伴う関連経費の追加及び各特別会計繰出金の調整。

衛生費は、水道事業会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の調整。

農林水産業費は、県営事業の農業基盤整備事業負担金の増額。

商工費は、ふるさと納税返礼品経費及び雇用機会拡充支援事業の増額。

土木費は、町営高校前住宅解体費用の追加。

教育費は、各学校施設の補修経費が主なものでございます。

次に歳入予算につきまして御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税の交付決定による増額。

国県支出金は、内示及び交付決定に伴う予算額の調整。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の収入見込みに伴う増額。

繰入金は、財源調整のため財政調整基金及び減債基金を減額しております。

また町債は、臨時財政対策債発行可能額確定により増額しています。

その結果、歳入歳出それぞれ1億883万円を追加し、補正後の予算総額を66億9,107万2,000円とするものです。

以上の歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為補正及び地方債補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長に説明をさせます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、議案第47号、令和元年度中種子町一般会計補正予算第2号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

まずは歳出から御説明をいたします。

12 ページをお願いします。

総務費、目の1一般管理費、増額516万8,000円は、9月1日付け新規採用職員1名の給与と鹿児島中種子会100周年の祝金が主なものでございます。

1段下の、目の5財産管理費、節の25積立金、増額1,600万円は、ふるさと応援基金への予算積立金でございます。

1段下の、目の6企画費、増額985万1,000円は、町バス運行事業補助金の本年概算払いにより増額をするものでございます。

1番下の、目の14地域開発費、増額390万円は、地域定住支援事業3件分の増額でございます。

次に、13 ページをお願いします。

13 ページの1番下、目の1社会福祉総務費、節の23償還金利子及び割引料、増額330万3,000円は、平成30年度各福祉関連事業実績による国県支出金の返礼金でございます。

次のページ14 ページ、節の28繰出金、減額849万5,000円は、国保特別会計への財政安定化支援繰出金による調整でございます。

中ほどの、目の1児童福祉総務費、増額1,205万2,000円は、幼児教育無償化円滑化事業に伴う事務費と地域型保育事業から組み替えと認定こども園等施設給付事業拡大分が主なものでございます。

次に、15 ページをお願いします。

15 ページ1番上の、目の1老人福祉費、増額516万円は施設入居者1名の措置費の増額が主なものでございます。

1段下の、目の3介護保険事業費、増額994万9,000円は、保険料軽減分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、17 ページをお願いします。

17 ページ、下から2段目の、目の1農地総務費、増額555万5,000円は、農業基盤整備事業4地区の県営事業負担金の増額が主なものでございます。

18 ページをお願いします。

1番上の、目の7多面的機能支払い交付金推進事業費、減額458万8,000円は、1地区の事業休止によるものでございます。

同じページの中ほどの、目の2商工業振興費、増額3,569万1,000円は、ふるさと納税返礼品に係る消耗品、手数料の増額と雇用機会拡充支援事業2件分の補助金の増額でございます。

1段下の、目の3観光費、増額400万円は、サーフアイランド種子島PR協議会への負担金でございます。

19 ページをお願いします。

19 ページ、1番下の、目の2公営住宅長寿命化対策事業費、増額552万1,000

円は、高校前団地解体工事請負費が主なものでございます。

次に 20 ページをお願いします。

20 ページの 1 番上、目の 1 非常備消防費、増額 251 万 7,000 円は、岩岡分団旧詰所の解体工事請負費が主なものでございます。

2 段下の、目の 4 常備消防費、減額 471 万 5,000 円は、消防車購入に伴う熊毛地区消防組合負担金の減額が主なものでございます。

同じページの 1 番下、目の 3 維持補修費、増額 497 万 6,000 円は、星原小、油久小、納官小学校の施設の修繕料と野間小学校の普通教室 4 号棟の消防施設の工事請負費でございます。

次に、21 ページをお願いします。

中ほど下の、目の 2 学校給食費、増額 179 万円は、保健所の指導により給食センターのシャッター改修工事請負費の増額でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明します。

8 ページをお願いします。

8 ページ、上から 3 段目の、目の 1 地方交付税、増額 3 億 4,150 万 4,000 円は、普通交付税の交付決定に伴う増額でございます。

その下の、款の 14 国庫支出金から 10 ページ上段の、款 15 県支出金の各目の補正につきましては、交付決定や内示に伴う調整でございます。

10 ページをお願いします。

10 ページ上段の、目の 1 寄附金、増額 3,200 万は、ふるさと応援寄附金見込み額による増額でございます。

1 段下の、目の 1 財政調整基金繰入金、減額 3 億 1,027 万 4,000 円は、財源調整によるものでございます。

次に 11 ページをお願いします。

1 番下の、町債、目の 3 消防債、減額 1,010 万は、消防車購入及び避難所用発電機購入に伴う減額で、その下の、目の 12 臨時財政対策債、増額 1,940 万は、発行可能額が確定したことによる増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に 6 ページをお願いします。

6 ページ、「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

1 の変更ですが、公共施設活用計画策定業務を株式会社地域科学研究所に委託する経費について 473 万円に変更するものでございます。

次に、下の 7 ページをお願いします。

「第 3 表 地方債補正」でございます。

1 の変更ですが、変更後の限度額を辺地対策事業債を 2 億 4,830 万円に、緊急防災減災事業債を借入ゼロに、臨時財政対策債を 1 億 1,940 万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に 1 ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算に1億883万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億9,107万2,000円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正について、第3条は、地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第48号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（徳永留夫君） 日程第18、議案第48号、「令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第48号について説明いたします。

歳入については、国民健康保険税の本算定に伴い、2,657万9,000円の減額。

繰入金は、基金取り崩しに伴い、基金繰入金2,791万7,000円の増額。

国保財政安定化支援算定に伴い、一般会計からの財政安定化支援繰入金849万5,000円の減額。

繰越金は、前年度繰越確定に伴い238万3,000円の減額。

諸収入は、第三者行為求償の増に伴い、一般被保険者第三者納付金12万4,000円の増額。

県支出金は、見込みにより特別交付金958万1,000円の増額。

県繰入金2号分76万4,000円の増額です。

歳出については、システム端末備品購入及びオンライン資格確認対応に伴う負担金増に伴い一般管理費76万4,000円の増額。

子ども子育て拠出金改定に伴い、就労者健康保険料16万5,000円を増額する

ものです。

その結果、歳入歳出それぞれ 92 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ 12 億 3,178 万 3,000 円とするものです。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 48 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 19 議案第 49 号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号)**

○議長（徳永留夫君） 日程第 19、議案第 49 号、「令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 49 号について説明いたします。
歳入につきましては、消費税増税に伴う保険料軽減強化により、第 1 号被保険者保険料を 1,114 万 2,000 円の減額。
国庫負担金の介護給付費負担金 1,140 万 9,000 円の減額、国庫補助金の調整交付金 56 万 7,000 円の増額。
システム改修に対する補助金を 31 万円の増額で、いずれも交付決定通知に伴う補正です。
繰入金は、一般会計で受け入れた介護保険料軽減負担金の繰り入れ分で 994 万 9,000 円の増額です。
繰越金は、前年度出納閉鎖後の事業確定に伴い 530 万 3,000 円の増額です。
歳出につきましては、一般管理費の委託職員健康保険料として 27 万 6,000 円増額、介護保険準備基金積立金 755 万 6,000 円の減額。
前年度の事業確定に伴う一般事務費の返還分として 85 万 8,000 円の増額です。
その結果、歳入歳出それぞれ 642 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ 12 億 1,672 万 3,000 円とするものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議案第 50 号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（徳永留夫君） 日程第 20、議案第 50 号、「令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 50 号について説明いたします。

歳入については、後期高齢者医療保険料を本算定に伴い 794 万 9,000 円の減額。繰越金は、前年度繰越金確定に伴い 20 万 3,000 円を増額するものでございます。

歳出については、保険料の本算定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金 794 万 9,000 円の減額。

前年度の繰越金確定に伴い、一般会計繰出金 20 万 3,000 円を増額するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ 774 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ 1 億 4,037 万 4,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

- 日程第21 認定第1号 平成30年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第2号 平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第3号 平成30年度中種子町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24 認定第4号 平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25 認定第5号 平成30年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26 認定第6号 平成30年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（徳永留夫君） 日程第21、認定第1号、「平成30年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第26、認定第6号、「平成30年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで6件を一括議題とします。
本件について説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 認定第1号から認定第6号まで、各会計ごとに決算の認定につきまして提案理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、既に監査委員の審査を終えておりますので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。

決算審査で御指摘のありました事項や御意見につきましては、今後の町政執行におきまして十分に反映させていく所存でございます。

各会計の総括的な事項を申し述べます。

認定第1号、平成30年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、予算の重点的かつ効率的配分と経費削減節減に努めるとともに、基金の有効活用及び国県支出金の活用を図りながら執行した結果、歳入総額67億2,194万9,000円、歳出総額65億3,146万8,000円で、実質収支は4,925万7,000円の黒字となりました。

また、財政調整基金への積み立て及び取り崩し額を除外した実質単年度収支についても、2,520万5,000円の黒字となったところです。

歳入決算額の構成状況につきましては、地方交付税が43.3%と最も多く、続いて町債の11.3%となっており、依存財源が75.6%と非常に高い比率となっております。

歳出の状況につきましては、目的別に見ると、民生費が22.2%で最も高く、次いで総務費の15.3%、公債費の12.9%と続きます。

また、性質別で見ると、普通建設事業費が19.5%と1番多く、次いで人件費

の 17.2%、補助費などの 16.0%となっており、こちらも義務的経費が 41.1%と依然高い比率となっております。

なお、各事業の詳細は主要施策の成果報告書に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、平成 30 年度一般会計決算について概要を述べましたが、本町の財政は増加する扶助費を初め、義務的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることや、多額の地方債残高、また地方交付税等の動向が不透明であることなどを考えると、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

次に、認定第 2 号、平成 30 年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、国民健康保険税 2 億 3,195 万 7,000 円を含む 11 億 9,367 万 1,000 円で、前年度に比べ 3 億 5,429 万 7,000 円の収入減となりました。

歳出総額は、保険給付費など合計 11 億 8,782 万 4,000 円で、前年度に比べ 3 億 4,735 万 2,000 円の支出減となり、そのうち保険給付費が前年度に比べ、2,760 万 7,000 円減の 8 億 1,027 万 6,000 円となっております。

その結果、次年度繰越金は 584 万 7,000 円となりました。

今後も国民健康保険税の収納率向上に努め、医療費抑制のため集団及び個別健診などの充実を図りながら、疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、町民の皆様の健康増進、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第 3 号、平成 30 年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

と畜場特別会計は、と畜場の維持管理の経費が主なものです。

その決算額は歳入で 361 万 6,000 円、前年度に比べ 6.3%の減少となっております。

歳出については 313 万 7,000 円で、前年度に比べ 6.1%の減少となっております。

なお平成 30 年度のと畜頭数は 17 頭で、前年度より 30 頭の減少となっております。

施設の老朽化が進む中、と畜頭数も増加が見込めない状況ではありますが、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、認定第 4 号、平成 30 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

介護保険制度は、3 カ年を 1 期とする事業運営期間を設けており、平成 30 年度は第 7 期事業計画の初年度として、事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

歳入については、第 1 号被保険者現年度分保険料が 1 億 8,258 万 5,000 円で、第 7 期介護保険料基準額を 6 期 5,200 円から 6,000 円に改定したことから、前年度比 2,567 万 3,000 円、16.4%の増となっております。

また、国県支払い基金の収入増により、総額 11 億 4,489 万 8,000 円となりま

した。

歳出について、保険給付費の特定施設入居者生活介護費の増加により、前年度比 2,249 万 1,000 円、2.4%増の総額 11 億 3,959 万 4,000 円となりました。

高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防日常生活支援総合事業として 3,482 万 4,000 円となり、前年度より 636 万 4,000 円増額となりました。

今後も介護保険の理念に基づく尊厳ある福祉の向上に努めてまいります。

次に、認定第 5 号、平成 30 年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携をとりながら高齢者医療保険業務を行ってきております。

会計における歳入総額は、後期高齢者医療保険料 7,265 万 9,000 円を含む 1 億 4,874 万 1,000 円で、前年度に比べ 340 万 2,000 円の収入減となりました。

歳出総額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 2,124 万 8,000 円を含む 1 億 4,686 万 8,000 円で、前年度に比べ 373 万 6,000 円の支出減となりました。

その結果、次年度繰越金は、187 万 3,000 円となりました。

今後につきましては、年々被保険者の医療費の増加が予測されるため、高齢者の健診受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第 6 号、平成 30 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

中種子町水道事業については、平成 30 年度から簡易水道事業を統合して運営してきました。

原水の状況は、年間を通して降雨量に恵まれ、原水不足はなく、安定した水道水の供給を行うことができました。給水状況は、給水人口が 7,816 人、給水件数 4,704 件、総給水量 93 万 3,408 立方メートルで、有収率 75.31%でした。

水道事業収益の主なものは、営業収益の給水収益で、税抜き 1 億 6,716 万 1,000 円、収益の合計は 2 億 4,419 万 2,000 円となりました。

水道事業費用の合計は 2 億 8,175 万 2,000 円となり、当年度の損益は 3,756 万円の純損失となりました。

その結果、前年度繰越利益剰余金 927 万 1,000 円を差し引いて未処理欠損金 2,829 万円が発生しましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的支出については、建設改良費税込み 2 億 1,547 万 2,000 円、企業債償還金 6,525 万 4,000 円で、合計 2 億 8,072 万 6,000 円となり、不足額 1 億 2,822 万 6,000 円は過年度及び当年度損益勘定留保資金ほかで補填いたしました。

建設改良事業につきましては、浄水設備改良費では、繰り越しで水道施設資産管理計画作成業務 988 万 2,000 円、配水設備改良費では、耐震化石綿管更新事業

11 件ほか及び繰越工事 5 件、合計で 1 億 9,266 万 3,000 円。耐震化事業設計及び満足山加圧施設設計業務委託 867 万 8,000 円、営業設備費で、リース資産購入費 210 万 4,000 円が主なものでした。

水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費削減に努めてまいります。

こうした状況下であります。健全財政を堅持していくことは、行政運営の基本であります。財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいくとともに、公営企業会計につきましても常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいります。

以上、平成 30 年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げます。

御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、認定第 1 号、平成 30 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明資料としましては、主要施策の成果報告書を提出しておりますので、それに沿って説明いたします。これでございます。

平成 30 年度の決算は、実質公債費比率、将来負担比率は増加したものの、経常収支比率は減少し、若干の改善が見られるところでございます。

歳入は、地方交付税、諸収入、繰入金などが増加しており、国県支出金、給付金、繰越金が減少してございます。

歳出は、普通建設事業費が減少し、災害復旧事業費、公債費が増加しているところでございます。

それでは、主要施策の成果報告書の 4 ページをお願いします。

4 ページ、第 1 表、決算収支の状況でございます。

一般会計の歳入決算額は 67 億 2,194 万 9,000 円で、歳出決算額は 65 億 3,146 万 8,000 円、歳入歳出の差引額、いわゆる経常収支は 1 億 9,048 万 1,000 円でございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 1 億 4,122 万 4,000 円で、経常収支から繰越財源を差し引いた実質収支額は、4,925 万 7,000 円の黒字決算となりました。

本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 531 万 6,000 円の赤字決算となったところでございます。

また、財政調整基金への積立金を加えた実質単年度収支は 2,520 万 5,000 円の黒字決算となったところでございます。

次に 5 ページをお願いします。

第 2 表、歳入決算額の状況でございます。

歳入の構成比及び伸び率を示してございます。

歳入構成比では、款の 10 地方交付税が 43.3%、款の 21 町債が 11.3%、款の

1、町税が 11.2%、款の 15 県支出金が 8.3%、款の 14 国庫支出金が 7.6%の順で、依存財源の割合が高い財政構造となっております。歳入合計は、ほぼ前年並みとなっております。

次に 6 ページをお願いします。

第 1 図、歳入決算額の状況ですが、歳入決算額を前年度と比較してございます。

次に、7 ページをお願いします。

第 3 表は、町税の決算額を前年度と比較してございます。

町税、固定資産税は、所得減、評価替えにより減額となっているところでございます。

第 2 図は、税目ごとのグラフで、前年度の比較をしてございます。

次に、8 ページをお願いします。

8 ページ、第 5 表、歳出決算の状況でございます。目的別に示してございます。構成比では、民生費が最も高く、次に総務費、公債費の順となっております。次に、伸び率について見ますと、災害復旧費が台風被害等により大きく伸びてございます。

次に、9 ページ、第 3 図は、目的別歳出決算額の状況を前年度と比較してございます。

次に、10 ページから 26 ページにかけては、目的ごとに事業効果について詳しく示してございます。お目通しをいただきますようお願いします。

次に、27 ページをお願いします。

27 ページ、第 4 図は、性質別歳出決算額の状況を前年度と比較してございます。

性質別の構成比では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が 41.1%、普通建設事業費、災害復旧事業費の投資的経費が 19.5%、物件費、補助費などのその他の経費が 39.4%となっているところでございます。

次に、28 ページをお願いします。

第 6 表は、公債費比率等の推移でございます。

町債の現在高は、公債費の現在高、実質公債費比率の推移を示したものでございます。実質公債費比率は 10.1%で、前年度より 1 ポイント増加してございます。町債の現在高は、前年度より 3,500 万減少し、78 億 7,100 万円となっているところでございます。

次に、29 ページをお願いします。

第 7 表は、地方債の目的別現在高を示してございます。

次に、30 ページをお願いします。

第 5 図は借入先別の現在高を示してございます。

31 ページから 33 ページにかけては、四つの特別会計の状況を示してございます。

最後の 34 ページは、資料として主な建設事業の事業費、財源内訳、事業内容を示してございます。

以上が、平成 30 年度中種子町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

今後、特別会計への負担や社会保障費の増大も見込まれ、厳しい財政状況が推測されます。予算の重点的かつ効率的な配分を行い、さらなる行財政改革を推進し、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御指導方よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここに別冊のとおり、中種子町監査委員から提出されました平成 30 年度中種子町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書、平成 30 年度中種子町財政健全化審査意見書と、主要施策の成果報告書を添えて町長から御提案を申し上げたところでございます。

御審議いただきまして、認定くださいますよう、よろしくお願ひします。

以上で説明を終わります。

○議長（徳永留夫君） これから総括質疑を行います。

本件については、あともって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は簡潔にお願ひします。

質疑はありませんか。

2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君） ちょっとお伺いですが、先ほど総務課長のほうから、お目通しをしてくださいますというふうなことで、御親切にいただきまして、お目通しをちょっとしたんですけども、ページの14ページ、民生費のほうですけども、この中で、以前私もまだ町議になる前に、町政報告会の折にも伺ったんですけども、第7期の高齢者保健福祉計画の中で、生きがい対応型デイサービス事業というのがうたわれておりますが、これは現在でも事業として残っているのかどうかお伺いしたいと思ひます。

29 年度から中種子町も総合事業がスタートしております。その関係でまだこの生きがい対応型デイサービス事業というのがあるのかどうかというの、一つだけお伺いしたいと思ひます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 4 時 19 分

再開 午後 4 時 27 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） 生きがい対応型デイサービス事業につきましては、生活支援移送サービス事業であったり、日中一時支援の事業でございます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、蓮子信二君。下田敬三君。日高和典君。永瀆一則君。迫田秀三君。戸田和代さん。以上6人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました6人の諸君を選任することに決定しました。

決算特別委員の皆さんは、正副委員長の互選を行ってください。

委員会の開催場所は、委員会規則第9条第1項の規定により、議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時30分

再開 午後4時32分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に永瀆一則君。副委員長に蓮子信二君が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすから18日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、19日午前10時より本会議を開きます。

委員会会議は会期日程により開催されるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後 4 時 35 分

令和元年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月19日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 訴えの提起について
- 第3 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第4 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第5 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第6 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第7 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第8 議員派遣の件
- 第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	浦邊和昭君	2番	橋口渉君
3番	池山喜一郎君	5番	永濱一則君
6番	蓮子信二君	7番	濱脇重樹君
8番	下田敬三君	9番	迫田秀三君
10番	日高和典君	11番	戸田和代さん
12番	園中孝夫君	13番	徳永留夫君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田淵川寿広君	副町長	松原孝三郎君
総務課長	阿世知文秋君	教育長	北之園千春君
教育総務課長	浦口吉平君	社会教育課長	園田俊一君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	田中晋二君	議事係長	榎元卓郎君
--------	-------	------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（徳永留夫君） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、日高和典君。
11番、戸田和代さんを指名します。

-----○-----

日程第2 訴えの提起

- 議長（徳永留夫君） 日程第2、議案第51号、「訴えの提起について」を議題と
します。
本件について説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） おはようございます。
議案第51号について説明いたします。
有限会社種子島屋久島自動車学校につきましては、平成元年4月1日より対象
物件を自動車運転免許試験場及び附属建物敷地として使用することを目的とし、
本町との間に土地賃貸借契約を締結しています。
現在は使用されておらず、敷地内に老朽化した事務所と附属施設が残されてい
る状況です。賃借料も滞っており、平成28年度からは居所不明でございます。
そのため、契約解除及び原状回復の要求も困難となっております。
また、施設等の所有者は有限会社種子島屋久島自動車学校であるため、現状で
は、本町での処分もできない状態となっております。このため本町は相手方に対
し、建物収去土地明渡しなどの訴えを提起したいと思っております。
以上、よろしくお願いたします。

- 議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第51号を採決します。
お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、可決されました。

-----○-----

日程第3 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第3、同意第5号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第5号について説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、池山孝治氏が9月30日で任期満了となります。

したがいまして引き続き池山孝治氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が中種子町坂井1,782番地1。氏名が池山孝治。昭和27年10月30日生まれ。任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日です。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第4、同意第6号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第6号について説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、光紀義氏が9月30日で任期満了となります。

したがいまして、引き続き光紀義氏を固定資産評価審査委員会委員として選任

したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が中種子町納官 1,897 番地。氏名、光紀義。昭和 29 年 2 月 11 日生まれ。任期は令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日です。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 6 号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 5、同意第 7 号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 7 号について説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、塩浦守男氏が 9 月 30 日で任期満了により退任されることになりました。

したがって、後任に牧瀬広之氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が中種子町野間 16,388 番地 1。氏名が牧瀬広之。昭和 33 年 12 月 11 日生まれ。任期は令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日です。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 7 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第6、同意第8号、「教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第8号について説明いたします。

現在、教育委員会委員として御尽力をいただいております、冷水精子氏が9月30日で退任されることになりました。

したがいまして、後任に馬場良子氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が中種子町増田69番地。氏名、馬場良子。昭和43年7月17日生まれ。

任期が令和元年10月1日から令和5年9月30日までです。

以上よろしく願います。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳永留夫君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人は池山喜一郎君及び永瀆一則君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（徳永留夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 配付漏れ無しと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱確認]

○議長（徳永留夫君）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田中晋二君） 1番、浦邊和昭議員。2番、橋口渉議員。3番、池山喜一郎議員。5番、永瀆一則議員。6番、蓮子信二議員。7番、瀆脇重樹議員。8番、下田敬三議員。9番、迫田秀三議員。10番、日高和典議員。11番、戸田和代議員。12番、園中孝夫議員。

○議長（徳永留夫君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

池山喜一郎君及び永瀆一則君は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（徳永留夫君）投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成が 10 票。反対が 1 票。以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 8 号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第 7 発議第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第 7、発議第 4 号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

園中孝夫君。

[12 番 園中孝夫君 登壇]

○12 番（園中孝夫君） 発議第 4 号について説明をいたします。

本町の人口減少率、高齢化率は依然として非常に高く、また、少子化も進んでおります。このままの勢いで人口の減少が続けば、何事においても人員不足がさまざまな分野に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後とも維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進していくことが重要であります。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めて、国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）異議なしと認めます。

したがって、条項字句その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（徳永留夫君）日程第8、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君）日程第9、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君）これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時38分